

「会報」 別冊

宮澤・レーン・スパイ冤罪事件  
真相を究め広める取組み  
軌跡と展望

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会

# 目次

はじめに 3

一、総括と決定 4

結成以来の活動総括

総括後の取組みと決定

二、1941年12月8日のこと 19

三、1943年5月27日を忘れない 20

四、建碑に寄せられた意見 28

五、活動経過 47

六、新聞・NHK・団体機関紙誌等の報道目録 58

七、花伝社刊『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』索引 卷末横組み

## はじめに

「特定秘密保護法」(2013年12月6日成立、2014年12月10日施行)は、国家権力の意思に反する者を弾圧すると同時に、その非を永遠に隠蔽することを合法化する悪法である。中でも秘密の指定期間には半永久性があり、首相の意次第で指定期間中でも廃棄できるようになっている。つまり国家権力に不都合な出来事は、闇から闇へと葬り去ることが可能なのである。

宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の真相を究め広める活動を通じて、実感したのは、国家権力の陰険・残酷さである。弾圧の記録はすべて破棄されてしまった。北海道帝国大学も、宮澤弘幸とレーン夫妻らを弾圧されるがままにしていた意味では、同罪だったというべきであろう。そして弾圧の実情を後になって検証することがいかに困難であるかも痛感させられた。

こうした意味で、約30年前に書かれた上田誠吉弁護士の『ある北大生の受難―国家秘密法の爪痕』をはじめとする著作・記録を読むと、どんな些細なことであっても可能な限り詳細な記録を残すことの重要性に思い至らせられる。

この「会報別冊」は、その意味をも踏まえている。2013年から2016年にかけてのわずかな期間ではあるが、本会が取り組んだ全てを記録してある。今後、秘密保護法廃止と、北海道大学が負うべき責任を明確化させる運動で共有できる一資料として活用を願っている。

2016年8月15日

## 一、総括と決定

「活動総括」は、2015年2月23日の幹事会（東京・千代田区ひまわり館で開催）で全会一致、承認、決定した。前年12月7日の札幌集会「宮澤・レーン事件 秘密保護法廃止市民集会」を機に、「今後の運動の規範ともなる総括が必要」と提起、以来、全幹事によるメール交換等を活用しながら議論を深め、2015年2月22日（宮澤弘幸の命日）の東京・常圓寺（菩提寺）集会を念頭に事務局長の手元で取りまとめ、「中間総括」として報告した。以来、本会の「活動総括」として定着している。

## 結成以来の活動総括

### Ⅱ 2015・2・23 幹事会決定Ⅱ

#### 一、活動実績と成果

「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」（以下「真相を広める会」）はこの2年間、持てる力を最大限發揮して活動してきました。それを踏まえて、今後の運動をどう進めていくのかを検討する必要があります。そのためには、これまでの活動を自ら検証し総括することが必要です。

「会則」第2条（目的）は「本会は、北海道大学の学生だった宮澤弘幸さんが軍機保護法（スパイ罪）で投獄された冤罪事件を糾

し、北海道大学に退学撤回による名誉回復を求めるとともに、二度と国家による非道が起こらないようにするため秘密保全法の立法策動を阻止することを目的とする」とあります。

要約すれば、「冤罪事件を糾す」「名誉回復を求める」「秘密法制阻止」の3つの目的を掲げていますので、これにそって、成果と課題、さらには展望について検証し、まとめることにします。

#### ① 「冤罪事件を糾す」活動

この課題の核心は、「宮澤・レーン事件」の真相を究め、世に広く伝えることにあります。これは本会発足の核心中の核心課題であり、発足と同時に取り組みました。

本会には、「活動経過」（別稿）で詳述しているように、山野井孝有、山本玉樹の両代表をはじめ、長年、この課題に携わってきた有志が多く、また両代表が宮澤弘幸の遺族である秋間美江子さんと深く強い親交を持っていたことから真相解明に近づき得る環境にあり、加えて新聞社に携わった経験をもつ会員も少なくなく、最大限の取組みを可能にしました。

この結果、本件冤罪究明の先達である上田誠吉弁護士没後の空白を十分に埋め、新しい発見・発掘に基づく新しい理解を得ることも可能となり、その成果を世に発信しています。

本来なら、真相を究め尽くし、十分な検証を行い、過不足なく取りまとめた上で発信する、というのが手順かもしれませんが、本会取組みでは、これを同時に、あるいは前後しながら注意深く

進めたのが、もう一つの特徴と言えます。

それは、暴走する安倍政権の下で「秘密法制阻止」が現在進行形の課題となっていたこと、「名誉回復」の取組みが関係者の高齢化の下で待ったなしになっていたことから、当然の選択であり、難しい取組みではあったけれども、この面での要請にも十分応えることが出来ました。

この結果、形ある成果としては、

『スパイ冤罪 宮澤・レーン事件 真相を知ってほしい』（2013・2・22刊、3000部）

『宮澤・レーン事件 冤罪の構図 一審・大審院判決の条条検証と批判』（2013・10・10刊、1000部）

『宮澤・レーン「スパイ冤罪事件」北大のつた処置と責任―冊子「真相を知ってほしい」補訂』（2014・2・22刊、300部）

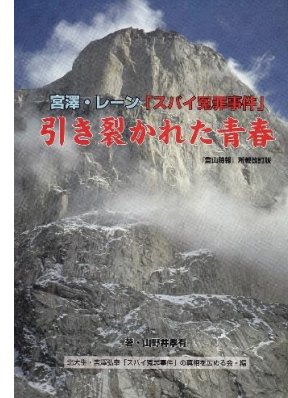
『宮澤・レーン「スパイ冤罪事件」引き裂かれた青春』（第1刷 2014・2・22刊、3000部。第2刷 2014・7・1刊、2000部）

花伝社刊『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』（2014・9・5刊、初版1500部、うち広める会責任販売500部）

―となって結実しています。

中でも、花伝社刊は、先立つ4冊子の集大成であるだけでなく、上田誠吉弁護士 of 著作をはじめとする先達の成果の精華部分を取り込み、判決文の全部を収録するなど、本件冤罪を糾す「決定版」として自負できる公刊となっています。これら刊行物はすべて国立国会図書館に収蔵されており、今後、同様運動に携わる人材、研究者にも十分資するものとなっています。

また、これら刊行物は、計11号に及んでいる『会報』を含め、



本会主催の集会をはじめ各種集会で本件冤罪の真相を知ってもらう重要資料としての役割を果たし、さらに広く連帯する諸団体・個人にも紹介されて「真相を広める会」活動の重要な一翼を担い続けております。(↓補注①)

## ② 「名誉回復を求める」活動

この課題は、北海道大学に対して、北大生・宮澤弘幸に対する大審院判決は冤罪であったとの認識を得させ、北大生としての名誉を回復させ、宮澤弘幸に代わる遺族に謝罪し、責任を明確にさせ、一連の事件の重みを風化させることのない措置を取らせることにあります。

これも、「活動経過」で経過を詳述していますが、北大は当初、2012年10月の秋間美江子さんのアルバム寄贈を受け入れて終わりにする方針だったと想定されます。ところが「真相を広める会」が結成され、北大の責任を問う「申入書」が突きつけられたことで再検討を開始しました。その結果見つかった退学願を秋間美江子さんと「真相を広める会」に説明しましたが、この説明は、北大の責任回避の姿勢が色濃いものでした。

しかし、その中でも北大は「二度と戦争を起こさない」「事件を風化させない」ことを確認、また引き続き2014年5月の交渉では、冤罪であったことを認め、「宮澤賞」創設を提起しました。

これらは、ばらばらの断片的な発言であり、きちんとした文脈での意思表示でもありません。しかし一連のやり取りの中で重要な言葉遣いであることは否めず、これらは本会の追及、取組みがあればこそその意思表示と受け止めることができます。

課題は、こうした北大の一連の対応を本会運動として、どう評価し、今後何をなすべきか、です。これは次の「未達成及び課題」

の項で検証することになりますが、「成果」及び「否定」材料として個別列挙しうる項は以下の通りです。

- ・「真相を広める会」の結成と運動によって、北大が対応を変えてきたことは事実です。2・26申入れの際は物置部屋での対応でしたが、6月交渉では正式会議室へ。6月交渉では拒否反応を示した写真撮影も一年後の交渉では承認しました。
- ・2001年の「北大の125年」で十数行の紹介をするまで、60年間無視してきた宮澤事件について、再調査して 秋間美江子さんと「真相を広める会」に説明し、2014年5月の交渉では「宮澤賞」創設と関連資料の整理・公開、百五十年記念誌では正史に位置付ける等を約束しました。これは、北大が宮澤事件に正面から向き合うことを表明したとともに、遺族に対する誠意を示したと評価できると言えます。
- ・北大大学文書館は、宮澤事件に関する資料の整理を進め、2012年には上田弁護士遺族寄贈の宮澤・レーン事件関係資料の目録を制作しています。「真相を広める会」からの資料閲覧請求にも誠実に応えています。
- ・一方、遺族に対する謝罪と責任の明確化については、依然として踏み込んでいません。これを変えさせていくために何をすべきか、展望はあるのかについての分析・対策が必要です。
- ・秋間美江子さんは、昨年5月に離日する際、成田空港で山野井孝有代表に「天皇陛下が謝罪しないのに北大が謝罪するわけはないかも知れませんね」と語ったことです。この秋間さんの気持ちをどう受け止めるべきでしょうか。
- ・「心の会の碑」(仮称) 建立への協力は、理由も示さず「応じることはできない」の一点張り回答にとどまっています。

——などが挙げられます。(↓補注②)

### ③「秘密保護法制阻止」の活動

暴走安倍政権が国会に上程した「特定秘密保護法」は、残念ながら2013年12月6日に可決成立し、一年後の2014年12月10日に施行となりました。これをもって本会が発足当初に掲げた「秘密保全法の立法策動を阻止する」目的は達成されずに閉ざされたこととなります。

しかし、この課題はいまなお現在進行形です。連帯する諸団体・個人が「適用させない運動」「法を廃棄させる運動」として継続しています。

本会は、これら運動に発足以来取り組んできています。そして本会が一貫して訴えてきた「秘密保護法は軍機保護法の再来である。その具体例として『宮澤・レーン・スパイ冤罪事件』の真相を知ってほしい」は広く浸透し、今後とも、運動の大きな意義として存在すること間違いありません。

具体的な活動は数多くありますが、中でも、名古屋に拠点をおく「秘密法反対全国ネットワーク」に参加したことによって、国内はもちろん国連レベルでの動きまで瞬時に得られるようになり、逆に、本会の訴えがより深く広く広がるチャンネルとなつていきます。4種類のパンフレットと花伝社刊『引き裂かれた青春』が果たしている役割は既に触れたところです。

また本会活動を通し、マスコミとの接触で生まれた成果も小さくありません。今回、NHKが制作した『兄はスパイじゃない——北大生の妹73年の苦闘』は1993年制作のビデオ『レーン・宮澤事件——もうひとつの12月8日』に匹敵する内容を含んでいます。さらに朝日、毎日、北海道、東京、共同通信等の若い記者たちが、

「秘密保護法制阻止」ならびに「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」の発掘と報道にあたった努力も評価されるべきです。

### ④「三大目的に次ぐ」活動

#### (イ)「心の会の碑」(仮称) 建立運動

建碑運動は2013・12・7幹事会(札幌)で「記念碑建設運動」として提起されました。冤罪事件を闘い抜いた宮澤弘幸らの顕彰については、北大への「申入書」でも提起していましたが、この枠組みを超えるより広範な顕彰碑をより広範な呼びかけによって実現しようというものです。

ここから、在札幌幹事を中心に具体化が進められ、二人の元北大総長ら六人を呼びかけ人として立てることで実を結び、幹事会決定を経て、2014・2・22常圓寺集会アピールで『心の会』の精神を現代に生かし未来に伝えるため、顕彰碑『心の会の碑』(仮称)の建立を期し、広く賛同を求める」と明記し、公に一步を踏み出しました。

さらに、建立予定地としては、「心の会」の主な活躍舞台であった北大構内・外国人教師官舎跡がベストであると想定し、2014・5・7北大交渉の席で、建碑敷地無償提供の協力を要請しました。「心の会」は、国籍や立場の違いを超え、深い信頼と友情に包まれ、何よりも学問の真理と平和を大切にしたいとの仲間であり、かつ札幌農学校以来の教育思想である真理に倚つて立つ自主独立の自修心が息づいていましたから、現北大とも十分に意義を共有できると判断したことによります。

同時に、六人の呼びかけ人の名で広く「賛同者」を募ったところ、2014年12月末現在で409人もの多くの人が賛同しています。この中には札幌市長や北大名誉教授をはじめ社会的に知ら

れた人から、一般市民、もちろん北大OB、全国にまたがる広範な賛同者が含まれています。

このような運動としては、時機を得た有意な運動となつて裏付けられたと言つていいでしょう。ところが北大当局は、本会の申入れに対し、なしのつぶてを重ねたあげく、同年10月30日付山口佳三総長名で理由も示すことなく『心の会の碑』（仮称）の建立にかかる要請につきましては、応じることが出来ませんので、ご了承願います」との文書を送付してきました。

これに対しては到底納得できないとして、11月10日付文書で再回答を要請し、以後も電話による問い合わせを含め、誠意ある回答と話し合いの場を設けるよう再三申し入れていますが、何の対応も得られない状況となっています。（↓補注③）

#### （ロ）北星学園大学「マケルナ会」活動支援

2014年10月6日、池澤夏樹（作家）伊藤誠一（元日弁連副会長）内田樹（神戸女学院大学名誉教授）氏ら呼びかけて、「北星学園大学を応援しよう 負けるな北星の会（略称マケルナ会）」が結成され、以下のように行動を呼び掛けています。

北海道札幌市の北星学園大学に「非常勤講師の植村隆をやめさせなければ爆破する。学生を痛い目に遭わせる」という脅迫状が複数届き、電話やメールの攻撃も続いています。元朝日新聞記者の植村さんは1991年、韓国の元日本軍慰安婦のつらい体験の告白を記事にし、一部から批判されています。議論は言論の自由ですが、脅迫や業務妨害は犯罪です。植村さんの高校生の長女は氏名、写真をネットでさらされ「自殺に追い込む」と脅かされています。長男の高校の同窓生は人違いされ、ネット

に写真と実名入りで「売国奴のガキ」「自殺しろ」と書かれました。ひどい人権侵害です。

植村さんの講座は留学生対象の「国際交流」で、慰安婦問題ではありません。学生が何を学ぶか、大学が誰を講師にし、何を教えるかは、学問の自由、大学の自治です。神戸と大阪の二つの大学でも同様の問題が起きました。これは自由と民主主義に対するテロです。

北星学園大学を応援するため、思想信条、立場を越え、「自由と民主主義を守る」というこの一点で協力し、共に行動しましょう。

植村隆・元記者は、朝日新聞在籍当時、宮澤・レーン・スパイ冤罪事件を積極的に報道した一人です。また北星学園大学は、田村信一学長はじめ、岩本一郎、小野有五、佐々木隆生の各教授、大友浩・元北星学園大学学長ら多くの方々が「心の会の碑」（仮称）建立の「賛同人」に名を連ねてくれています。

このような連帯の意と共に、同会「呼びかけ」にもあるように、「自由と民主主義を守る」という一点において本会運動と一致共有されることから、共に支援連帯の実をあげております。

#### （↓補注④）

#### （ハ）宮澤・レーン有罪判決に対する再審請求

この課題は、本来なら本会運動目的の第一に据えられるべき課題です。宮澤判決については、実妹である秋間美江子さんが健在で、請求要件を満たしています。

しかし、卑劣な国家権力の手によって「証拠」となりうる捜査資料をはじめ重要「証拠」のほとんどが破棄されており、現行法制上ほとんど不可能となっています。



この中で、会員の一人から法律上の書式に則った再審請求の提起があり、2014年11月7日付事務局長発メールによって全幹事会メンバー宛に「宮澤弘幸不当判決に対する再審請求について」の提起を行いました。幹事からは賛否両論の意見が出され、また弁護士である会員らの見解も照らし、慎重に事前精査につとめました。

再審請求は、国家権力によって引き起こされた宮澤冤罪事件を、国家権力によって間違っていたことを認めさせることであり、冤罪事件勝利の核心となる運動です。従って、その可能性が少しでもあるならば、「真相を広める会」としても追求すべき課題であることは当然です。

しかしながら、今回一件では、法的可能性、運動の構築についてより精査する必要があると判断されるので、本会としては結論を急ぐことなく当面留保すべきであると決めています。

(↓補注⑤)

## 二、未達成と課題

### ①「冤罪事件を糾す」活動

冤罪を糾し、真相を広める活動は、四つの冊子と花伝社刊の公刊で大きな段落ですが、全て果たせたわけではありません。信頼できる記録は極めて少なく、多くは「伝聞」によっており、「伝聞」には真実が込められている半面、往々思い違いや思い込みとも紙一重で、精査しきれない危うさを伴っているからです。今後とも新事実の発掘と同時に、既にある「事実」の精査・見直しも大事な課題となります。

レーン夫妻は生涯通じて「事件」に寡黙であり、宮澤弘幸にしても「足取りと意識」の面で、なお不確かな部分が残されています。

す。

さらに、再審請求も未達成課題です。本会は、重要証拠のほとんど全てが国家権力の手で破棄されたという状況の中で、なお歴史的事実として真相に迫るという認識から、あえて裁判上の再審請求を主要目的としては掲げていません。

しかし、法律上の冤罪証拠の発見を最初から諦めたわけではなく、捜査・公判記録を含め、重要資料が思わぬところに埋もれている可能性は否定できません。現に、宮澤弘幸の最後の肉声記録と思われる記録がマライーニの膨大な著作の中の一ページに埋もれていたのを見つけ出すに至っています。これは宮澤弘幸の足取りと意識にかかる発掘で、冤罪証拠に直接つながる発見ではありませんが、取組みの姿勢としては共通していると考えます。

もちろん、再審となれば、本会だけで取り組める課題ではありません。これは人的にも資金的にも本会の力量・体力を大きく超える全国レベルの弁護士・支援組織をたてての運動が求められます。したがって「未達成」を掘り起こせば限りなく深く広くなりますが、本会としては、このような視点をも踏まえて、今後とも不断に耳目を立て続けることが課題であり役割と考えます。

(↓補注⑥)

### ②「名誉回復を求める」活動

宮澤・レーン事件を冤罪と認識し、「二度と戦争を起こさせない」との共通意識のもとで、「事件を風化させない」と明言し、「宮澤賞」創設を含む学内顕彰事業を約束するならば、当然その先には過去現在に至る不明・責任を明らかにして謝罪する、これが常識であり、論理的な帰結にほかなりません。

ところが、北大は、この最後の二文字「謝罪」だけは頑として口にしません。さらに昨年(2014年)5月以降は「門」も固

く閉ざしています。本会の「申入書」から「宮澤賞」創設に至る北大の一連の言動・姿勢についてはさまざまな評価がありますが、こと「謝罪」の二文字については未達成です。

したがって、今後一番の課題は、北大の「謝罪」になります。

もちろん、北大は本会の「申入書」について、条条にそった回答は一度もしていません。この観点からは未達成は一つ二つでありませんが、一連の流れからは「謝罪」に絞られると考えます。「謝罪」の意を明らかにすれば、ばらばらに現れた一連の言動の行間も繋がってくるからです。

なぜ、謝罪を拒むのか。「謝罪」の中身にどんな意味を込めているのか。これも明らかにしていません。手がかりも示していません。これが明らかになれば、達成に向けた糸口も見えてきますが、北大の姿勢は、昨年の5月以降、いよいよ頑なになるばかりで、これが現状です。

半面、非を追及し崩す取組みが限界にあることも冷静に見極める段階にあると思います。追及すれば追及するほど頑なになるという悪循環のきらいがあり、追及しようにも追及の場さえ持ち得ない状況が既に一年に及ぼうとしています。

これは結果として建碑運動にも影響を及ぼしています。もともと「心の会の碑」（仮称）建碑運動は本会活動の枠を超えた、より広範な運動として提起し、多くの賛同も得ているもので、「謝罪」追及とは別建てなのですが、北大からは絡めてとらえられていると思われる。

これは本会運動としても矛盾を抱えることになります。結果として、右手で追及し左手で握手を求めるという関係になっており、課題解決にとって望ましい形とはなっていないからです。現状が手詰まりであることをしっかり認識して、今後の取組みを考える

段階にあり、これが課題となります。

### ③「秘密保護法制阻止」の活動

この活動は現在進行形であり、今日までの実績がすべて成果、明日からの課題がすべて未達成ということになります。

「知る」ということ、「忘れない」ということ、「諦めない」ということ、したがって、「伝える」ということが如何に大事か、この取組みで篤く学んだことです。国会前の連続集会は、あらゆる媒体や機縁を通じてのロコミが原動力になっています。出来ることに出来ることをする、この不断の意識が現在進行形を支える大事な力になっており、これは「心の会」が育んだ「自主独立の自修心」とも重なります。

運動は不断に繋がりがながらも新らたな段階に入っています。既に施行阻止までの短期集中的な取組みとは違う段階に入っています。この全体の流れの中で、本会として何をどう担うか。中長期的な先を見据えた議論を固めながら、当面する状況・課題に取り組んでいくことになります。（↓補注⑦）

### 三、運動の体力と展望

本会は、冤罪を闘い抜いた宮澤弘幸の遺族・秋間美江子さんの思いを知り、この思いに一貫して寄り添い支援してきた山野井孝有さん、そして山本玉樹さんの思いに強く共鳴する中で発足しました。誰もが自ら手を挙げての参加であり、互いに互いの意見信条を尊重して侵さず、活動のほとんどを自らの手弁当でこなし、運動の凸凹も他人のせいにすることなく自らの責めで乗り越えてきています。

これは、ほとんど「心の会」そのものと言っていいでしょう。両代表の頭文字をもじって、「ワイワイコンビのもと、出来る人が出来ることを出来るときに楽しくやろう」を合言葉にして、この集積が、いまに至る数々の成果を積んできました。

もちろん、故・上田誠吉弁護士はじめ、多くの先達が1980年代から遺した集積が基盤となったこと、忘れません。運動には波があり、大きく寄せては引き、引くことによって次の波を引き起こす、時空を超えた連帯を強く実感させられます。

1980年代の運動を知る秋間美江子さんが健在で、今回も自ら運動の先頭に立たれたことも感銘です。さらに言えば、秋間美江子さんを決意させた夫・秋間浩さんの存在も忘れてはなりません。経過に即して言えば、運動の出発点は、1986年11月9日付で上田誠吉弁護士宛てに投函された秋間浩さんの一通の手紙からだったともいえます。

秋間美江子さんは当時、「私は昔の出来事を、本当にコンクリートで固めたように密閉してしまっただけです。……ぐらぐらした気持ちになつていたときに、浩さんが大きな支えになつてくれて、……だから本当に支えになったのは浩さんで、もし私が一人でここにいたら、いえそれは昔の事ですから放つておいてくださいと言ったと思うんです」(ビデオ「レーン・宮澤事件——もう一つの12月8日」)と感慨込め語っています。

本会発足以来の経過は、ここの二年の秘密保護法制をめぐる激動と、その中で本会の果たした分担の重さが改めて実感されます。いま三大課題の一つ、北大を対象とした「謝罪」追及をめぐる手詰まりも、この流れの中で見直すことが大事です。

運動は、動いているときは当面の取組みに集中して共有できませんが、停滞するときは考え方や思いの差が自ずと表に出てきます。こ

れは避けるべきではなく、きちんと議論することで共有点を見つけ出し、次の取組みにつなげるべきだと思います。

「謝罪」追及にしても「きちんと頭を下げるまで追及すべきだ」から「謝罪の言葉はないが、実質、謝罪に近いと読める」までであり、また頑なな原因究明でも「押せば覆せる」「話せば理解される」から「原因は文科省権力にあり、国家権力の転換、あるいは北大自身の大学改革が起きない限り無理だ」という見方まであります。したがって取組み目的でも「非をとことん追及し、大学改革が必要なら改革させて姿勢を変えさせるまで追及の手を緩めない」から「目的は名誉回復であり、その実が得られれば北大の姿勢は問わない。まして北大に大学改革を求めるのは、本会の運動とは次元が違う」まであります。

この落差はきついものがありますが、率直に、忌憚なく議論すれば共通部分を確認して共有することは可能と考えます。運動にあつては、一致部分を以て方針とし、不一致部分は互いに尊重し合つて納めるのが原則だからです。

同時に組織の実態もきちんと見直しておくことが大事です。本会は入退会自由であり、2015・1・1現在324人です。うち2014年10月以降の入会は11人であり、当面どんどん増えるという状況にはありません。

また、退会・死亡者が3人出たほか、「会報等送付不要」としている方が4人いるなど、すべての会員が関心を持ち続け、行動に参加していただく状況にないことも事実です。これも運動が動いているときは増えるが、ある程度「目的」が達成されて一服感があれば入会動機も静まる道理でしょう。

本会の場合、新入会者が減るということは、そのまま会財政にも直接影響します。一般収入は入会金のみであり、あとはカンパ

に頼るほかありません。したがって従来から出費は極力切り詰め、手弁当を通例とし、また事務局寄留先である千代田区労協の施設・便宜をはじめ、会員個々の友誼・便宜先をフルに活用することでのいできています。

このような本来、短期・急場の体制を正常にするには、会則を改正して年会費を創設するなど対応が必要ですが、これも現実には難しい状況にあると言わざるをえません。

加えて会員の意識の動向にも微妙な差異が窺われます。建碑の提起にあたっては、六人の呼びかけ人を立て、その名で改めて会員にも呼びかけましたが、「賛同者」となって応じたのは、173人に止まっています。

全会員宛に賛同呼びかけを送り、「会報」で賛同者氏名と意見を知らせても、賛同した会員は全会員の53%です。会員中には「碑まで建てることはない」あるいは「建てない」と考える人が相当数いるということで、これは無視できません。

今後の活動展開にあたっては、以上の当面の課題と同時に、本会自体をどう位置づけるかを検討しておく必要があります。具体的には、80歳を超えた両代表はじめ高齢者集団が年々さらに高齢化集団となっていくからです。このまま長期に運動を継続・発展させることが運動体力において可能かどうかです。

といて「真相を広める会」の名称・組織のまま一気に代表・幹事を新しい世代に交代していくのは短絡であり、現実的でありません。なぜなら本会は、この項冒頭で述べたように秋間美江子さんと、山野井、山本両代表という文字通り真相を知り、伝えるキーマンがあつての「真相を広める会」だからです。

これは胸の内の大きな課題であり、タブーにしきれものではないと思います。この意味において、本会が一定の総括をしう

段階に達したとき、一定の区切りをつけて、次に起こるであろう運動の波に引き継ぐ。そういう展開も視野に入れておくことが大事だと思います。手詰まりを前に、覚悟を新たにすることが大して付言しました。継続は力ですが、逆に、波から波へ伝えることで運動を強くした歴史例も少なくありません。有意に幕を引くことは、前を向いての決断になります。

本会は「戦争への道を許してはならない。そのため『宮澤・レーン・スパイ冤罪事件』の真相を糺し、広める」との一点で一致して活動をスタートさせました。この初心に立ち返って当面の課題を克服し、先の展開を見据えることが求められます。

## ◇補注◇

### 補注①【会報等の発行】

会報は、第14号（2015・12・20付）まで発行し、2015年12・5幹事会決定（本「別冊」14ページ参照）で停刊。しかし必要不可欠な情報の伝達を確保するために、不定期・限定的ながら、可能な手段として事務局の責任において『会報号外』を発刊。2016年7月までに号外①（2016・3・30付）、号外②（2016・5・8付）、号外③（2016・6・7付）、号外④（2016・6・25付）、号外⑤（2016・8・6付）、号外⑥（2016・8・15付）を制作・発行している。

冊子（パンフレット）類は、既刊『宮澤・レーン「スパイ冤罪事件」北大のとった処置と責任』（2014・2・22付）の続編として、5冊目の冊子『宮澤・レーン「スパイ冤罪事件」北大に求めた処置と責任―冊子「真相を知ってほしい」補訂第2版』（2015・12・8付）本会ホームページで公開）を制作・発行。

このほか手軽に配布できる単発リーフレットとして、北大新入生向けに『北大生の皆さんへ』（2015・3・31付）、広く一般対象に『二度と許すまじ！秘密保護法・戦争法は廃止せよ！』（2016・4・6付）を制作・発行している。

#### 補注②【名誉回復を求める活動】

宮澤賞関連、および「心の会の碑」（仮称）建立に関する本「総括」後の経過は、冊子『宮澤・レーン「スパイ冤罪事件」北大に求めた処置と責任―冊子「真相を知ってほしい」補訂第2版』に全貌を記録。

#### 補注③【「心の会の碑」（仮称）建立運動】

2015の2・23幹事会では「遅くとも2015年11月末までに建立期成会を立ち上げる」と決定。これに基づく手だてを尽くしたが、条件整うに至らず、2015・12・5幹事会では建立期成会の立ち上げを断念し、建碑賛同署名運動も中断、今後の推移を見守ることに決定した。（本「別冊」14ページに決定全文を収録）

この間、賛同者署名は2016年1月12日現在で1159人に達し、同日北大への要請書（建立敷地の提供再度要請）にも添付している。建立運動一連の経過は、冊子『北大に求めた処置と責任』（2015年12・8刊）に過不足なく記録・検証されている。賛同署名と共に寄せられた「意見」は本「別冊」にその一部を収録（28ページ参照）

#### 補注④【北星学園大学「マケルナ会」活動支援】

植村隆さんの身分は、北星学園大学と本人との話し合いで、2

016年度の講師契約は結ばず、同大学と提携する韓国の大学で客員教授に就任することになり、2016年3月、赴任した。

植村さんは、「捏造」と断定して報道した櫻井よしこと出版社に対して謝罪と損害賠償を求めて札幌と東京で提訴。4月22日、札幌で初公判が開かれた。以降、札幌と東京で引き続き裁判傍聴をはじめ支援を継続している。

#### 補注⑤【宮澤・レーン有罪判決に対する再審請求】

再審問題については、本「別冊」の「1943年5月27日を忘れない」の項で、事務局取りまとめの論考を収録（20ページ参照）

#### 補注⑥【冤罪事件を糾す活動】

真相が未だ究明され尽くしていない一斉検挙時の状況については、本「別冊」の「1941年12月8日のこと」の項に事務局取りまとめの論考を収録（19ページ参照）

#### 補注⑦【秘密保護法制阻止の活動】

秘密保護法阻止の活動は、そのまま戦争法阻止の活動と一体となっており、その経緯は本「別冊」の「活動経過」の項に追加収録（47ページ参照）

# 総括後の取組みと決定

2・23「活動総括」は、発足以来2～3年間の活動を総括すると同時に、活動の先行きについても自己検証し、「運動の体力と展望」を取りまとめている。以来、本「総括」を踏まえ、不断の活動を重ねるとともに、その延長線上で、手弁当方式を活動方針とする2015・12・5幹事会決定、さらには、この決定をより実態に即して運用する活動体制を2016・7・22～8・6持回り幹事会の合意によって決めている。冤罪事件の真相をさらに広く浸透させることによって秘密保護法・戦争法の廃棄につなぐ運動を息長く継続する決意を新たにしたものであり、身の丈にあった形で今後とも活動を存続する確固とした決定である。

## 《活動方針》

「真相を広める会」の旗を高く掲げ

秘密保護法、戦争法廃止へ手弁当で継続

2015・12・5幹事会決定

### Ⅰ、活動継続の具体的な方針

1、安倍暴走政権を打倒し、秘密保護法、戦争法を廃止させるためには、宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の真相を広範に広め

ていくことが不可欠な課題である。従って、困難はあっても2・23総括を踏まえて、「真相を広める会」は毅然として存続させる。存続することに意義がある。

2、幹事・会員個々の体力・気力に応じて、励まし合いながら「無理のない活動」に手弁当で取り組むことを基本とする。

3、これまで継続してきた活動については、以下の方針で取り組む。

① 幹事会開催、「会報」発行等の組織的活動は中断する。

② 12・8札幌、2・22東京での集会は、その都度、支援団体等呼びかけ実行委員会を立ち上げて取り組む。

③ 秘密法反対全国ネットワークとの連携は継続する。

④ ホームページは必要に応じて事務局で更新していく。

⑤ 幹事はじめ会員は、本会の会員として取り組んだ結果を事務局に報告する。事務局はそれを記録し必要に応じて幹事間に連絡する。

### Ⅱ、「心の会」の碑（仮称）建立について

2・23幹事会では「遅くとも2015年11月末までに建立期成会を立ち上げる」ことを決定した。以後、在札幌の幹事が中心になって取り組んだ建碑賛同署名は1000人を超えた。これは意義あることだが、これをもってしても北大の姿勢を変えさせるには至らず、碑建立の敷地提供に協力する回答を得られていない。

以上の現状を踏まえるならば、建立期成会の立ち上げは困難と判断せざるを得ず、これを断念する。よって6氏呼びかけ人に対しては碑建立の条件が整わないこと、建碑賛同署名運動を中断することを報告し了承を求める。賛同者へは何らかの形で報告する。

1000人を超える賛同署名と付記された意見については、最

善最適の方法で北大総長宛に届け、建碑実現へ高まる熱意を伝える。

また、今後本会の目的と重なる新たな動きが起きた場合には、本会の成果を引き継ぐこともありうる。

## 目、その他

2・23幹事会決定の「活動総括」「活動経過」については、その後を補足。同総括が提起している12・8の真相究明や再審問題については究明の一助となる論考を取りまとめ、建碑に対する賛同者の意見、花伝社刊『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』の索引作成と合せ、『会報』別冊として発行し、本会ホームページに掲載する。取りまとめ・取扱いは事務局長に一任する。

\*2015・12・5現在の会員数324人。同年12月末時の会計収支残高（推計）は、146、786円

## 《今後の活動体制》

### 全員が一会員に戻り

### 運動の存続を原点から確かなものに

### Ⅱ 2016・8・6幹事会合意による決定Ⅱ

本決定は、事務局長提案（2016年7月22日付）を基に、郵送による持回り幹事会において原案通り合意確定した。提案送付時点の幹事会総数11。同意7、不同意2、未着2。未着は棄権と

みなし同意多数による合意をもって8月6日付で決定とした。

### 事務局長提案（幹事会決定）

### 「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」今後の活動体制について

① 「真相を広める会」事務局は、昨年12月の幹事会決定に基づき、宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の真相をさらに広め、安倍暴走政権ストップの闘いに貢献することを目指して、事務局が中心になって手弁当で活動を継続してきた。

しかし7月参院選結果等を踏まえ、今後とも引き続き宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の真相を広める活動を続けるには、昨年12月の幹事会決定に基づき、より実態に沿った無理のない形でゆるぎなく継続していくことが大事であり、それに見合った体制に組み替えていく必要がある。

② 組織活動を停止して以降、事務局が中心になって会則目的の実務を推進してきた実績を踏まえて、会則の組織体制に関する第7条、第8条を停止し、幹事会はいったん解散する。ただし、「真相を広める会」は存続させ、手弁当活動と対外的な窓口として事務局を継続する。

何故なら、宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の真相を宣伝し、関心を持つ人々への窓口として、情報発信、パンフレット・花伝社刊の在庫管理と販売活動が必要である。

同時に、秘密法反対ネットワーク等との連携・情報交換、ホームページの更新など実務は継続する必要がある。さらには将来の

再興に備えて情報を整理・備蓄しておくことも大事だからだ。

③ 「事務局」は引き続き千代田区労協に置かせてもらう。組織体制停止に伴い、事務局長、次長は廃止し、連帯して責任を負う同列の事務局要員を置き、「真相を広める会」の旗を掲げての活動、会報号外の発行、HP更新など、「会則」の精神に基づいた活動を手弁当で継続する。代表、幹事は置かない。事務局要員は、福島、根岸、水久保とし、事務処理・連絡等は福島が担当するが、幹事各位から希望があれば、一律に同列事務局員として参加していただく。また短期的に随時参加していただくのも歓迎する。

なお、活動内容は、定期的にまとめて元代表・元幹事に報告する。これ以降の「真相を広める会」としての活動に関する責任は、すべて事務局員が連帯して負う。

④ 1月24日に札幌で結成された「宮澤・レーン事件を考える会」が、「真相を広める会」の成果を発展させて活動することは歓迎し、評価することは既に表明し、事務局長としては若干のカンパもした。北大OBを中心にして、札幌の地で、大いに活動を展開していただきたい。「真相を広める会」として、個々の会員が可能な限りの支援を惜しまないものと予感している。

ただし、「真相を広める会の成果を継承し」と謳っている以上、本会との関わりでは正確・妥当であってほしい。本会を引き合いに出すときは、会報、パンフ、花伝社刊など成文化された文物に限り、出典を明示して正確に引用するよう、2016年2月8日付事務局長から代表幹事宛の祝辞の中で要請した。

当面する12・8札幌集会は、昨年12月の幹事会決定に基づき実行委員会方式による開催を呼びかけるが、在札幌会員の意向を最大尊重する。「考える会」から具体的な申し入れがあれば、実行委員会の中で検討されることになる。

⑤ 以上を事務局長提案とし、幹事会メンバーの同意を求める。その上で、この方針も含めた「会報別冊」をまとめる。内容は昨年12月幹事会で確認された以下の項目（会報を追加）とする。取りまとめ・取り扱いが事務局長に一任されている。全文をホームページで公開するとともに、「真相を広める会」の活動を歴史文書として残すために、最低必要部数を製本して、幹事メンバー並びに北大大学図書館等に送付する。

「会報別冊」掲載項目は以下の通り。①活動総括・活動報告（本方針を含む最新版）②12・8真相糾明にあたっての方向性③再審問題④建碑賛同者意見⑤活動経過⑥報道目録、巻末⑦花伝社刊「引き裂かれた青春―戦争と国家秘密」索引

### 事務局長提起（2016・7・22付）

去る参院選、一見、安倍暴走政権を追認する結果となりました。しかしながら、北海道、秋田を除く東北、長野、山梨、三重、そして沖縄の地方区で、野党統一候補が勝利したことは、大きな自信となります。

安倍政権がごり押しするTPP、沖縄米軍基地の辺野古移設など、極めて具体的な暴挙に対しては明確な抵抗・反対の意思を結集できるということです。

結果が出た時、一瞬がっかりしましたが、「負けてたまるか！」です。

参院選では、宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の真相を広める宣伝活動で、安倍政権打倒の闘いに貢献することを目指して、取り組んできましたが、終わった今、「真相を広める会」の今後の活動体制について、虚心に見直すまたとない機会だと考えました。



申し上げるまでもなく、戦後も長く「スパイの家族」の汚名を着せられ、苦闘を続けてこられた秋間美江子さん、そして30余年にわたって宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」告発を続けて来られた山野井孝有、山本玉樹両代表に共感して結成した「真相を広める会」の3年余にわたる活動は、秘密保護法反対から戦争法反対闘争の中で、スパイ冤罪事件のもつ残酷さを訴えることが予期以上にできたと考えます。

闘いと運動の評価は、自らが自己満足で行うものではありませんが、80歳を超えた、秋間さん、山本さん、山野井さんを先頭にした皆さんが、告発資料を編集・発行し、行動し、訴えてきた活動は、誇り得ることであつたと、これは確認したいと思います。

去る6月30日、山本玉樹代表が、87歳を迎えられました。そこで、「真相を広める会」3年余の活動をまとめた「活動記録」を作成し、誕生日記念として贈らせていただきました。そして仕上げてみて、この「活動記録」は、幹事会のみなさんと共有すべきであると考え、コピーを同封させていただくことにしました。幹事会のみなさまの努力を共に讃えるプレゼントとしてご笑納ください。

さて「真相を広める会」の今後の活動体制です。昨年（2015年）12月幹事会以降の経過を踏まえるならば、その実態を虚心に受け止めるべき時と痛感しました。幹事会決定では、「幹事はじめ会員は、本会の会員として取り組んだ結果を事務局に報告する」となっていました。結果として事務局員以外からの報告はほとんどありませんでした。

思いはあっても、個々の事情から動くには至らない。半面、そのギャップから心理的な、あるいは建前の上からの自責の念で精神的な負担が重くなっている。そんなふうに思われてなりません。

そこで「幹事会の開催、組織的活動の中断」という幹事会決定をさらに一步、より実態に合わせて進め、いったん幹事会を解散するのがよいと考えます。共に建前上の負担を外し、全員が一会員に戻ることで、会の存続をより確かなものにするということです。

一見、後ろ向きに思えるかもしれませんが、2・23幹事会決定の「活動総括」を踏まえ、12・5幹事会の決定に基づくならば、無理のない身の丈にあつた自然体で最善の選択だと確信しています。

存分にご検討いただき、同封のハガキにて、7月31日までに、ご同意の返事を賜りたく、よろしくお願いいたします。

## ◇補注◇

「宮澤・レーン事件を考える会」

本会へは、2016年2月5日付で「発足のご連絡とお願い」が、「宮澤・レーン事件を考える会 代表幹事 唐渡興宣 山本玉樹 相馬述之」名で届いている。札幌に事務局を置き、2016年1月24日発足とあり、添付された会則によると、「会の目的」の中に「（本会の）活動の成果と課題を継承し」とある。

事件発生の札幌の地で北大OBをはじめ、関係者が「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」に関して、新たな組織を結成したことは、戦争法を強行成立させ、今また憲法改悪を狙う安倍政権に立ち向かう運動発展と、宮澤弘幸を守ることができなかった北大の責任追及と、建碑敷地提供を求める運動のために、大いに歓迎すべきことであり、事務局長名で祝意を届けている。また事務局長個人でカンパも届けている。

# スパイ網一舉に覆滅

## きのふ拂曉一齊檢舉

【東京發】政府は、スパイ網はかねて  
露西亞國家の露西亞駐日公使館の  
ため内地を走つてゐたが八日朝  
場これが一齊檢舉を實行、右に臨  
し同日午後六時半内閣會議により  
左の如く發表した

### 内閣情報局發表

英米兩國との關係に當り列強及  
び露西亞の露西亞駐日公使館を露  
的に監視するため法廷の命する

と云ふよりかねて内地中なり  
し露西亞及び露西亞駐日公使館の  
露西亞に對し十二月八日朝場  
の下に露西亞、露西亞駐日公使館の  
よりこれが一齊檢舉を實行し其  
目的を達した

露西亞駐日公使館はかねて露西亞に對  
し露西亞の露西亞駐日公使館の  
露西亞に對し十二月八日朝場  
の下に露西亞、露西亞駐日公使館の  
よりこれが一齊檢舉を實行し其  
目的を達した

露西亞駐日公使館はかねて露西亞に對  
し露西亞の露西亞駐日公使館の  
露西亞に對し十二月八日朝場  
の下に露西亞、露西亞駐日公使館の  
よりこれが一齊檢舉を實行し其  
目的を達した

|            |            |           |
|------------|------------|-----------|
| 昭和十八年五月十四日 | 初刊         | 大正        |
| 小島         | 田三丁目九百六十三  | 田三丁目九百六十三 |
| 住居         | 札幌市南八條西八丁  | 日藤田方      |
| 北海         | 通帝國大學工學部學生 | 當二十五年     |
| 十七年        | 十二月十六日     | 札幌地裁裁判所   |
| 裁判         | 用紙         | 裁判所       |

## 二、 1941年12月8日のこと

宮澤弘幸とレーン夫妻らが検挙された「1941年12月8日」は本件冤罪の原点であり、その真相は一点の曇りもなく明かされなければならぬ。それはただ単に事実関係を明らかにするに止まらず、冤罪によって事実上獄死した宮澤弘幸の無念に寄り添う大事な解明であるからだ。

この点に関しては、本件冤罪事件の解明に尽くした弁護士・上田誠吉の著書『ある北大生の受難』（1987年朝日新聞社刊）では、独自の調査に基づく状況描写が織り込まれているが、同書でも、その裏付けとなる史実、出典等の明示はなされていない。

「真相を広める会」としては、本会発足と同時に一連の真相発掘に努め、その成果を逐次冊子等にまとめ、集大成といえる花伝社刊『引き裂かれた青春』の公刊（2014年9月）に至っているが、その過程で「12月8日」についても再検討した。

その結果、『ある北大生の受難』の記述や宮澤弘幸の実妹・秋間美江子さんによる同様の「証言」を、そのまま歴史事実として認めるべきだという意見と、それを裏付ける史実が見つからない以上は、明示すべきでないとの意見に分かれた。

精魂こめて調査・分析した上で書かれた上田著書での描写と秋間証言は尊重されるべきであることは当然である。しかしながら著書と証言を信じるか信じないかになると、これは当事者間の信頼関係にかかわることとなり、相互に覆しえない。

以来、本会としての見解は本別冊冒頭の「活動総括」にある通りであり、北大生向けに制作したリーフレット（2015・3・

30）でも「（宮澤）弘幸の正確なその日の行動や検挙の状況などは不明」としている。宮澤弘幸が検挙された場所・時刻は現時点では不明という客観事実に重きを置いているのである。

繰り返し返すが、12・8について、上田著書での記述、秋間美江子さんの証言を「真相」として位置付けることをしなかったことについては、それを否定する立場からでは決していない。あるいはその通りであつたかも知れない。問題の核心は裏付けである。

先に紹介の先達・上田誠吉弁護士は、件の著『ある北大生の受難』の「あとがき」で、

「とくに『思い込み』がいけません。間違いは、多くの場合『思い込み』の強さに発しているようです。しかし同時に、多少は『思い込み』がないと、なにも新しい知見は得られません。そのへんの加減が難しいようです」

とも述懐している。同著において、敢えて裏付けとなる史実、出典等の明示をすることなく12・8の状況に言及しているのも、この文脈で重ね読むと改めて蘊蓄の深いものが感じとれる。

既に歴史的事実となった事柄の真相解明に拙速はふさわしくない。半面、可能な限りの仮設をたて、それが物証、および合理的な説明によって立証されるか否か検証していく努力も大事と思われる。今回、一本の論考にまとめるには至らなかったが、方向性は出てきており、労作、試作の続くことに期待する。

それを一番待っているのが当の宮澤弘幸その人に違いない。そう思って本別冊一番の宿題としておく。

### 三、1943年5月27日を忘れない

宮澤弘幸にかかる冤罪が確定したのは、1943年の5月27日だといつてよい。この日、大審院の判決が出た。冤罪を仕掛けたのは特高を手先とする国家権力（治安権力）だが、それを厳正に裁くべき司法権力が治安権力に追隨して冤罪に仕上げた、という構図になる。5月27日を忘れてはならない所以である。

同時に、再審問題はこの日に始まると言っている。

冤罪と確信すれば再審請求する、これが常道だろう。ところが本件「宮澤・レーン事件」では、そうなっていない。確信がないからではなく、法手続き上の証拠揃えが極めて困難だからだ。そこが本件一番の難題であり、本会の対応も難しくしている。

再審請求については、法律上、少なくとも二つの不可欠要件がある。一つは刑事訴訟法第439条の「再審の請求権者」であり、もう一つは同435条の「再審請求の理由」である。ひらたくいうと、再審請求は誰にでも出来ることではなく、証拠がなければ駄目だという規定である。

#### 刑事訴訟法第439条（再審請求権者）

再審の請求は、左の者がこれをする事ができる。

- 1 検察官
- 2 有罪の言渡を受けた者
- 3 有罪の言渡を受けた者の法定代理人及び保佐人
- 4 有罪の言渡を受けた者が死亡し、又は心神喪失の状態にある場合には、その配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹

具体的には、宮澤弘幸関係では1項・検察官は別として、4項「兄弟姉妹」に該当する宮澤弘幸の実妹・秋間美江子さんだけであり、レーン夫妻関係では、同4項「直系の親族」によって六人の娘たちがいるが、いずれも国外にあつて、存命、所在とも確認されていない。

問題は「証拠」であり、宮澤弘幸及びレーン夫妻を有罪と断じた一審判決の「証拠」を逆手にとって精査し、錯誤を証明できるならば、それがそのまま「再審請求の理由」に繋がる。だが、その肝心な「証拠」が、判決原本（謄本）共々廃棄されたとみられ、存在しない。これが再審請求を不可能としてきた一番の理由といえる。

このため本会・会則（目的）でも再審請求を目的としては明示せず、しかしながら冤罪を糾し、真相を広めることによって二度と国家権力による非道を起こさせないようにさせる取組みに重きをおいている。

もちろん、これによって再審請求を全く断念しているわけではなく、機に应じての可能性を視野に入れており、会員の関心も低くない。中には司法手続きを模しての具体的提起もあり、次はその一例になる。

この件、本会では事務局段階で集中精査し、弁護士の見解も照らしたうえで結果として取り組むに至らなかったが、最新問題を理解・整理するうえで有意な具体例といえる。

以下、本会に提起された「再審請求書」の原文を収録（明らか

な誤字誤植は訂正、原物は横書き)し、

事例検証の結果

再審問題での基本

とまとめ、本件論考とする。

## 再審請求書

(請求人氏名)

上記請求人より後記のとおり再審の請求をする。

### 再審請求の趣旨

請求人は、別紙判決表記載のとおり札幌地方裁判所より軍機保護法違反被告事件につき、同法違反の罪名により言渡しをうけた有罪判決について再審開始の決定を求める。

#### 1 本件事案の概要

請求人は別紙「判決表」記載のとおり札幌地方裁判所において有罪の判決を受け上告審(大審院)において上告棄却の判決で刑に服した者であるが、軍機保護法は昭和20年10月12日廃止せられたので、刑事訴訟法第337条2号の規定により免訴の判決を受けるべき事由があり、然らずとするも原判決の証拠は拷問により強制せられた虚偽自由に基づく無効なものであることを証する新たな証拠が発見されたので、同法第435条6号の場合に該当するので本請求をなすものである。

本件軍機保護法違反被告事件は近年「レーン・宮澤事件」と呼ばれ、特高警察等による凄惨苛烈な拷問による冤罪事件として広まりつつある。

【本会注】

刑事訴訟法第337条(免訴の判決)

左の場合には、判決で免訴の言渡をしなければならない。

- 1 確定判決を経たとき
- 2 犯罪後の法令により刑が廃止されたとき
- 3 大赦があったとき
- 4 時効が完成したとき

刑事訴訟法第435条(再審請求の理由)

再審の請求は、左の場合において、有罪の言渡をした確定判決に対して、その言渡を受けた者の利益のために、これをするができる。

1 5省略

6 有罪の言渡を受けた者に対して無罪若しくは免訴を言い渡し、刑の言渡を受けた者に対して刑の免除を言い渡し、又は原判決において認めた罪より軽い罪を認めるべき明らかな証拠をあらたに発見したとき。

7 省略

〈拷問による自由強制〉

請求人に対する有罪判決について、45年後の昭和62年(1987年)1月30日、請求人の弁護士だった斎藤忠雄弁護士は、横路民雄等のインタビューに答えて、「宮澤さんは取り調べ中に逆さぶりにされ竹刀で叩かれるような拷問を受けていたようで、当時の検事局公安部長から早く自由させた方がよいと指示されましたし、私もこのままでは彼の身体がもたないと思いました。そこで宮澤さんに、このまま死んでしまうよりは君の考えとは違ってい

でも認めた方がよいのではないかとすすめました」と述べている。

(札幌弁護士会々報1987年2月号 No.207 33頁)

「妹の美江子は、戦後になって釈放された宮澤から『両足首を麻縄で縛られ、逆さに吊るされて殴られた。両手を後ろ手に縛られて、それに棒を差し込んで痛めつけられた』ことを聞いている。

拷問から四年近くも経っていたが、そのとき宮澤の足には、縄に縛られて皮膚が崩れた跡が残っていた。(上田誠吉著ある北大生の受難―国家秘密法の爪跡―復刻版2013年4月10日刊行150頁)

「釈放後の療養中、タオルで背中を拭ったとき、骨と皮ばかりになった兄の背中の皮膚に、縄の筋目と思われる痕がいく筋も刻み込まれていたのが、脛に焼きついている」(北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会「以下広める会と略称」編引き裂かれた青春47頁)

「札幌弁護士会主催 国家秘密法に反対する市民集会・宮澤事件の真相」に参加するため千歳空港を降り、タクシーに乗ったとき、車のブレーキが掛り、運転手の体が前のめりになると、運転手の着ていたチョッキの背中の蛇腹模様が目に入り、思わず涙しました。釈放後自宅で療養していた時、兄の背中をタオルで拭くとき、擦ると背中に斜めや横の刻み込まれた傷痕の皮膚が、ボロボロと崩れ落ちるのではないかと思い、タオルをそつと押し当てて体を拭いたことが目に浮かんだからです」(2014年10月11日 Bolder への発言)

以上、命の危険に迫る拷問によって、官憲らが思い描いた虚構のスパイ事件の筋書きに添った外形的事実の強制的自白調書を証拠として有罪と認定されているのであり、事実誤認に基づく有罪

判決は破棄さるべきで、無罪判決を求めるものである。

## 2 判決書及び一件記録の所在について

故上田誠吉の訴訟記録調査結果

### 【一番判決と記録】

★昭和61年(1986) 12月19日付 札幌地検に対する記録と判決の謄本申請に対し

昭和62年(1987) 3月6日付 札幌地検総務部長 今井健次 回答

「判決書は、当庁に保管されていませんので、貴意に副えません」

★昭和62年(1987) 1月27日付 札幌地方裁判所に対する判決閲覧謄本申請に対し

昭和62年(1987) 2月10日付 札幌地方裁判所事務局総務課長都築豊 回答

「過日閲覧謄写申請のありました宮澤弘幸…に対する軍機保護法違反事件の判決原本等について当庁刑事訴訟事務室に於いて調査したところ、当然のことながら、記録判決原本は当庁に保管なく、事件簿は廃棄済で、判決謄本の保存なく、全く手掛かりがありませんのでご了承下さい」

★昭和62年(1987) 2月7日付 宮城刑務所に対する判決閲覧謄本申請に対し

昭和62年(1987) 2月13日付 宮城刑務所長 橋田平次 回答

「先日、依頼のありました宮澤弘幸に関する記録については破棄しており、現在、保管されておられませんのでご了承下さい」



札幌地裁 一審判決（書写）

【大審院判決と記録】

故上田誠吉 現物複写

上記の通りであり、判決謄本を添付することができない。  
然し札幌地方検察庁はこれが保管責任庁であるので同庁より取り寄せられんことを求める次第である。

なお仮に請求人に対する判決原本が何らかの事由によって同検察庁そのたの官庁に存在しないとしても本来刑事判決の原本は、被告人又はその相続人らの再審請求や刑事補償請求等に備えて永久保存せらるべきものである。従って札幌地方検察庁がその謄本を交付しない以上は、札幌地方裁判所（判決言渡庁）において再び判決を作成する責務があるものというべきである。本件では、幸い前記判決（書写）が現存しており、原判決を再構成することは不可能ではないと思われる。

この点に関し最高裁大法廷昭和26年7月18日決定（昭和24年つ第100号、刑集5巻8号 1476頁）は、旧刑事訴訟法536条の規定の解釈として、天災事変等により裁判所の原本滅失したる場合の処置につき判示しているが、同法条の刑の執行の場合と再審請求の場合とは同一に論ずることは出来ないとしても、基本的人権尊重の憲法の精神よりみて、本件の如き被告人のための再審請求をなす場合も、請求人の利益のために原判決書を再現することは許さるべきものと考ええる。

なお上記決定中の少数意見の中で引用されている昭和20年3月19日付 刑事局長から控訴院長、検事長宛、訴訟記録等が滅失した場合に於ける処理方策についての通牒では、判決原本が「滅

失シタルトキハ裁判所ニ於テ再び判決ノ原本ヲ作成シ得ルモノト解スベク、若シ判事死亡シタル等ノ事由ニ因リ判決原本作成スルコト能ハザルトキ裁判所当該事件ニ付キ再び審理判決ヲ為スベキモノトス」とあるのは、本件再審請求において、請求人の利益のために考慮せらるべきものと思われる。  
よって再審開始の決定あらんことを求めるための本件請求に及んだ次第である。

## 証拠方法

本件では判決謄本を提出できないが、逮捕、勾留、取調、拷問、予審、公判、判決の言渡しがあつたことを証するため、

1

1 札幌弁護士会々報 1987年2月号 No.207 33頁

2 上田誠吉著 ある北大生の受難—国家秘密法の爪跡— 復刻版 150頁、19頁、25頁、144頁、162頁

3 広める会編 引き裂かれた青春 47頁

4 内務省警保局外事課 外事月報 昭和18年2月分 19頁、6月分 4頁、25頁

5 大審院刑事判例集 第22巻 177頁、187頁

6 ビデオ「レーン・宮澤事件」制作委員会 レーン・宮澤事件—もう一つの12月8日— 7頁

7 NHK札幌放送局製作 兄はスパイじゃない 4頁

8 「司法省赤化事件について」 157頁、162頁

9 上田誠吉著 戦争と国家秘密法 110頁、120頁

10 スパイ防止ってなんだ 朝日新聞 昭和61年（1986）10月12日

2 請求人（判決言渡しのあった事実、及び拷問取調べの状況について） 秋間美江子

## 付属書類

1 弁護士選任届  
2 戸籍謄本

## 判決表

（札幌地方裁判所言渡し軍機保護法違反被告事件）

判決年月日 昭和17年12月16日

氏名 宮澤弘幸

刑 懲役15年

判決又は予審終結決定

備考 札幌地裁

（大審院言渡し軍機保護法違反被告上告事件）

判決年月日 昭和18年5月27日

氏名 宮澤弘幸

刑 懲役15年

備考 大審院

上記の通り再審を請求する。

平成 年 月 日

札幌地方裁判所御中

上記弁護士弁護士 ○○○○○

## 〈事例検証の結果〉

以上、本会に提起された再審請求（案）の核心は、

「原判決の証拠は拷問により強制せられた虚偽自白に基づく無効なもの」

にある。

この主張は正しい。原判決（一審判決）の解明については本会編『引き裂かれた青春』（2014年花伝社刊）に詳しいので、ここの重複はしないが、大審院判決（上告審判決）の検証によって、原判決を支える証拠は、被告人らの自白調書の他にはないと判断して間違いない。

さらにその自白調書は、大審院判決に引用された「上告趣意書」によって、いずれも拷問によるものと示唆され、心証において事実と信用できる。したがって、この主張が証明されれば、刑事訴訟法第435条（再審請求の理由）に該当する証拠を提示しうることになる。

請求（案）は、同条6項に拠っている。この規定の要点は先の本会注にあるように、「明らかな証拠をあらたに発見」にあり、具体的には、「拷問により強制せられた虚偽自白」が「明らかな証拠で、「あらた」に見つかった証拠だと判定されれば、再審の可能性が開けてくる。

そこで関連する判例を当たってみると、次のようなものが上げられている。

イ・本条6号にいう「明らかな証拠」とは、証拠能力もあり証明力も高度のものをいい、被告人が弁護人にあてた信書のご



ときを含まない。(最高裁決定昭和33・5・27)

ロ・すでに証人として公判廷で供述した者が、その供述内容の虚偽である旨記載した書面を提出しても、本条6号にいう「明らかな証拠をあらたに発見したとき」にあたらぬ。(最高裁決定昭和35・3・29)

ハ・本条6号にいう「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」とは、確定判決における事実認定につき合理的な疑いを抱かせその認定を覆すに足りる蓋然性のある証拠をいう。(最高裁決定昭和50・5・20)

ニ・本条6号の「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」であるかどうかの判断にあたっては、確定判決が認定した犯罪事実の不存在が確実であるとの心証を得ることを要するものではなく、確定判決の事実認定の正当性についての疑いが合理的な理由に基づくものであるかどうかを判断すれば足りる。(最高裁決定昭和51・10・12)

ホ・本案の審理において、ことさらに、その証拠があることを知りながらこれを提出しないで、有罪判決確定後その証拠を援用して再審の請求をする場合は、本条6号にいわゆる「証拠をあらたに発見したとき」にあたらぬ。(最高裁決定昭和29・10・19)

ヘ・本条6号に基づく再審請求に添えて提出された証拠書類等の資料がすでに確定被告事件の上告裁判所に提出されたものであり、これについて証拠調べ又は事実調べの行われた事跡がみられなくても、右資料に関連する論点及び問題の重要性とこれに対する第一審及び控訴裁判の審理の経過並びにその論点及び問題に関する上告論旨の構成とこれに対する上告裁判所の判示の内容に照らして、上告裁判所がその判断の過程

で右資料の内容を了知し、これについての審査を行ったうえで結論を導いているものとみなされる場合には、本法の右条項にいわゆる新たに発見した証拠には該当しない。(東京高裁決定昭和55・2・5)

—— などであり、司法権力は再審の門戸を極めて狭く捉えていることが知れる。

これに対し、本請求(案)の「証拠方法」に列举された具体例を精査すると――

1 宮澤弘幸の弁護士だった弁護士が戦後、第三者のインタビューに答えて、当時聞いた伝聞に基づく事例を話したもの  
2 戦後、事件を調べた上田誠吉弁護士が宮澤弘幸の実妹・秋間美江子から聞いた伝聞を著書に記したもの

3 本会編『引き裂かれた青春』から一部引用したもの  
4 宮澤弘幸の実妹・秋間美江子から直接聞いた追憶

—— と整理される。

つまり、1と3は他文献からの引用であり、4を含め、いずれも伝聞、あるいは伝聞の伝聞であって、拷問の日時、場所、加害者などを直接証拠によって特定するものとはなっていない。

また、これら伝聞の元になったと思われる「拷問の事実」あるいは、それに近い証言は第一審において、被告人あるいは弁護人からの証言の中で存在したと推定され、それはまた上告趣意書の中にも一部記載されたと推定される。これは上告趣意書の相応部分が大審院判決の中に引用されていることで確認できる。

以上から、本請求(案)の提示する「証拠方法」を以て、「明らかに」「あらたな」証拠になるとの判示を引き出すのは容易ではない。当該専門の弁護士(複数)の意見も集中して聞いた上で、否

定的な結論となった所以である。

半面、本請求（案）は再審請求にあたつての問題点をいくつか整理してくれる。

一つは、免訴の提起がある。宮澤弘幸が戦後に釈放されたのは連合国占領軍による覚書（政治的市民的及び宗教的自由制限の除去に関する覚書）によると知られているが、国家権力による冤罪の被害者として、釈放されればそれで済むものではない。国内法の処置としての指摘は妥当に思える。

### 刑事訴訟法第337条（免訴の判決）

左の場合には、判決で免訴の言渡をしなければならない。

- 1 確定判決を経たとき
- 2 犯罪後の法令により刑が廃止されたとき
- 3 大赦があつたとき
- 4 時効が完成したとき

宮澤弘幸は、10月10日に釈放され、軍機保護法は2日後の10月12日に勅令によつて廃止されている。つまり、有罪の根拠法である軍機保護法が廃止される前に釈放された形になる。実際には占領軍による超法規的指令であつたにしても、国内法のうえでどのような法手続きがとられたのか、免訴の有無が明確にされる必要がある。

この点は、網走刑務所から宮城刑務所に身柄を移された理由と共に未解明であり、再審請求以前に解明されなければならない課題といえる。本請求（案）の指摘する右337条は、免訴の言渡を判決（裁判）によつて行ふべき責務を定めたものであり、この経緯の中であらざる可能性はある。

もう一つ注目されるのは、原判決謄本の提示を国（被告）の責任で行えとの主張である。

再審請求によつて不可欠な判決謄本の保存は本来国の責務であり、「札幌地方検察庁がその謄本を交付しない以上は、札幌地方裁判所（判決言渡庁）において再び判決を作成する責務がある」として最高裁決定を持ち出し、具体的処置を求めている。

この主張は傾聴に値するし、その是非を法廷で審理することによつて、国家権力が敗戦時に当該判決を含む文書を廃棄した経緯そのものが明るみに出て、糾弾と責任明確化の端緒となる可能性も出てくる。「基本的人権尊重の憲法の精神よりみて、本件の如き被告人のための再審請求をなす場合も、請求人の利益のために原判決書を再現することは許さるべき」との主張は正論だ。

### 〈再審問題での基本〉

冤罪を国に認めさせ、被害を回復するには、再審請求の他に損害賠償請求がある。これは冤罪を前提に、「精神的苦痛を受けた」として国に賠償ないし慰謝料を請求する民事訴訟の形をとり、これも親族兄弟姉妹が起こせて、勝訴すれば、冤罪であることも証明されることになる。

だが半面、裏返せば、法廷において冤罪であることを証明することが不可欠であり、実質、刑事訴訟法による再審請求と同じことになる。

したがつて、再審、損害賠償ともども、運動として起こすこと自体に意義があるというならともかく、法的成果を目的として取り組むとなると、現行法のもとでの「証拠」提示の面で極めて困難と言わざるを得ないのが現状になる。

併せて、再審に踏み出すとなれば相応の運動組織が不可欠となる。先の請求（案）に際しても、集中して検討しているので、この面からも明かしておくこととする。

第一に、原告の心身負担は想像を超える。当然、負担を分散させる面から代理人・弁護士を立てることになるが、理屈のようにはいかない。最近の袴田事件での被告人の姉、松山事件での母親、姉が弟を救うために全生活をかけ、「息子は無実です」と訴えて全国を駆け回った母親の姿が雄弁に語っている。

その負担は計り知れないが、その一心一念に多くの人が突き動かされ、涙し、運動となって広がった。宮澤弘幸の場合は、それを秋間美江子さんに託すこととなるが、高齢で持病のある秋間さんに周りが託すことは如何なものか、考えずとも見えている。代理人任せということはない。運動論としても疑問だ。

第二に、運動の核となる、専従事務局の組織が欠かせない。同じ札幌で起きた白鳥事件の場合でみると、全国を視野に入れた東京に二つの組織があり、一九六九年時点（再審請求は一九六五年）で、中央白対協（白鳥事件中央対策協議会／当時の総評が中心）に3人、東京白対協（当時の東京地評が中心）にも3人の専従者が詰めていた。

加えて札幌では国民救援会の専従者が全面協力し、当の本人である村上国治が収監されていた網走刑務所の網走にも1人が配置され、合計8人の専従者がいた。実際はこの他にも、各都道府県の国民救援会・専従者も重点的に取り組んでいたもので、かなりの規模となり、さらには全国に組織された「村上国治守る会」の会員数は5桁に達していた。

このような運動の体制が、再審請求そのものは実らなかったものの「再審制度においても疑わしきは被告人の利益に」という新

しい判断基準「白鳥決定」を生んだといえる。いや、言い方を変えるとこれだけの運動成果を得ても再審自体は実現し得なかったともいえる。

このような経験を踏まえて、初めて宮澤弘幸・再審請求も現実味を帯びてくるのであって、一場の熱気だけで踏み込める運動ではないと考える。したがって、踏み出す場合には集中した議論を経て会則を改定し、明確に目的として織り込み、再結集を図ることが不可欠と考えている。

もちろん、このような法の手続きによる追及だけが、国家権力の非を認めさせ、冤罪の名誉回復につながるものではない。現に遺された事実と説明をもって冤罪の正体を露わにすることは可能であり、その成果の大きな一つが本会の編纂・刊行になる『引き裂かれた青春』（2014年花伝社刊）だと自負できる。

これをさらに立体化して、弁護士会など法律専門家集団による模擬法廷を現出すれば、実質的な再審法廷となつて、国家責任を明らかにして断罪し、名誉回復を求めることも可能になる。『引き裂かれた青春』のあとがきで、本書を「そのための準備書面」と謳った所以でもある。

## 四、建碑に寄せられた意見

「心の会の碑」（仮称）の建立賛同者は、2016年1月12日現在で1159人に達しており、意見も寄せられている。その中から公開の了承を得ている分を紹介する。（順不同）

**味村隆史・1961年北大文卒**

再び、先輩（宮澤弘幸）の悲劇を繰り返さぬためにも、必要と思います。

**姉崎洋一・北大特任教授**

大学に「碑」建立スペースを無償で提供させる（その意味で大学に謝罪させることになる）。このようなことが二度と起きない（起こさせない）ような姿勢を示さるべきだと思います。

**和 孝雄・1961年北大農卒、北大名誉教授**

民主主義、人権、平和を尊重し、守るため、そして北海道大学のためにも、是非「心の会の碑」の建立、それも外国人教師官舎跡への建立を強く希望します。

**泉 定明・1967年北大経卒**

「心の会」は、建学以来の外国人教師との自由で独立した人格として交わり、良きものを吸収するという精神のあらわれであり「北大で過ごした青春」を持つものの誇りであり、継続してゆくべきものでしょう。それが、このことを理解できない狭い視野で政策を推し進める者により、無残にもつぶされたのが「宮澤・レーン事件」です。この「良き建学の精神」が潰されたことを、後世の学校関係者にも伝えていくために「心の会」

碑」の建立を求めます。

**伊藤セツ・北大経院了、昭和女子大名誉教授**

私もレーン先生に英会話をお習いした一人です。それなのに宮澤さんのことも何も知らずに生きてきたことを想い、今できることをしたいと思います。

「真相を広める会」の活動に敬意を表し、「心の会の碑」建立に賛同します。

**小野有五・北大名誉教授、北星学園大学教授**

つまらない、あるいはもう撤去すべき石碑の多い北大キャンパスに、ぜひとも建てるべき碑であると思います。よろしくお願ひいたします。

**諸富 隆・北大名誉教授**

素晴らしい企画です。心から賛同致します。「心の会の碑」の建立は、自由の精神を大切にする北海道大学の歴史の豊かさを示すものになると思います。

**神沼公三郎・北大名誉教授**

宮澤・レーン・スパイ冤罪事件、イールズ闘争事件、アイヌ遺骨問題、ここ数年の教職員賃金引下げ、非正規雇用職員の労働条件を低位にとどめている事態、北大教職員組合に対するたび重なる不当労働行為など、どれをとっても北大のブラック・ユニバーシティ（BU）性は明らかである。そんな北大がBUの汚名を全面的にそそぐために、まず宮澤・レーン・スパイ冤罪事件について、故・宮澤弘幸氏の名誉回復を行い、「心の会の碑」

の建立に謙虚に、かつ前向きに対応する必要がある。

**酒井誠一郎・1959年北大農卒、元北海道新聞記者**

戦後70年。「平和」が怪しくなっています。この企画の実現に、本当に微力ながら応援させていただきます。

**佐藤太勝・弁護士**

私は昭和38年に北大教養でレーン先生に英語、太黒マチルド先生にフランス語の会話を受けた者です。レーン先生の最後の授業でした。レーン先生は何も語ることがなく、私は上田誠吉弁護士の著作ではじめて宮澤事件のことを知った次第です。「碑」建立については大賛成です。最近の状況をふまえるならば、北大当局は土地無償提供はもちろんのこと、率先して宮澤事件の真相をひろめていくべきものと思います。

**西村 清・1963年北大経卒**

安倍政権のもとで「戦争する国」への動きは、多面的に進められています。北大で学んだ者として、二度と宮澤・レーン「スパイ冤罪事件」を引き起こさせないためにも、大学当局に猛省して貰い「心の会の碑」を建立することは重要だと思います。

**羽部朝男・北大理学研究院教授**

北大にとって大切な問題だと思います。多くの学生にこの事実を知ってほしいと思います。語り継がなければいけない問題だと思います。

**前田次郎・1968年北大経卒**

当局の弾圧にもめげず、国際的な友情と信頼を貫いた宮澤さんたちの行為こそ真の「積極的平和主義」と言えるでしょう。このような蛮行を繰り返させず、事件を語り継いでいくシンボルとして、「碑」の建立を実現させたいと思います。

**松崎道幸・1975年北大医卒、道北勤医協旭川北医院院長**

思想の自由をおかしてはならないという決意の象徴として北大に碑を建てるのが、未来を確かなものにすると考えます。

**梁田政方・1950年北大法中退、元日本共産党中央委員**

心から賛同します。私は北大がイールズ闘争で大学の自治と学問の自由を守ることに一つの大きな役割を果たし得たことを誇りに思っています。その北大に「心の会の碑」がつくられることは、とても嬉しいことです。実現にむけてともに努力しましょう。

**吉田栄一・1971年北大農卒、私立高校講師**

宮澤さん、レーンさんのことを知らずに卒業しました。「心の会」には、本当の国際交流があったと思います。クラーク像とともに、多くの人が訪れるところになってほしいと思います。

**吉田徹也・北大名誉教授**

現在の状況を考えてとき、極めて重要な意義深い企てだと、心から賛同致します。

**石井明典・1961年北大経卒、元銀行員**

「碑」が良いかどうか判りませんが、建立の経緯etcを記してください。大学としての責任も記されていると、なお良いと思います。北大関係者が今後とも戒めとして心に刻むことのできる碑をお願い致します。時代はそこまで逆もどりしています。

**居城舜子・北大経院了、元常葉学園大学教員**

よろしく願います。大学院在学中に太黒マチルド先生のお宅にうかがって仏語を習っておりました。戦中のことを少しお話しされていた事を覚えております。大変だっただろうと思うとその時思ったのでした。でも詳しくはお話になりませんでし。当然ですが。でも当時の事がよみがえってきます。

**岩崎俊夫・1979年北大経院了、立教大学経済学部教授**

二度とこのような冤罪が起こることのないよう、「碑」を建立する意義は大きいと思います。

**近 昭夫・1962年北大経卒、静岡大学、九州大学名誉教授**

大賛成です。我々が愛する北大がかつてあったことを今後にも忘れないように記憶に残すためにも、また北大は過去の過ちを率直に認め、将来にわたって同じ過ちをおかさないことを明言するほどに、寛大な大学であることを公に示すためにも、大学当局が率先して事に当たってほしいと思います。北大の卒業生皆が、そのことを熱望していると思います。

**斉藤修治・1960年北大経卒**

「建立地の無償提供」に踏み切れない学校当局は、文科省を意識しているからでしょう。民主主義教育を破壊しつつある文科省に対し、教育を国家から取り戻す運動の一環としても、この運動を推進することに賛同致します。

**佐々木隆生・北大名誉教授、北星学園大学教授**

フオスコ・マライーニさんの関係もあって、以前より関心を持ってまいりました。碑の建立ができることを心よりお祈りしています。

**佐藤市雄・1967年北大経卒、元会社員**

宮澤さんの冤罪を完全に晴らすことと、レーン先生初め外国人教師の方々の示された理想を多くの人に広めるために賛同します。

**田部 徹・1967年北大経卒**

国際性と永遠平和の誓いを表現する碑名を期待します。建立碑の募集は口数毎で行った方がよいと思います。

**田中章義・1957年北大経卒、東京経済大学名誉教授**

「心の会」に集っていた外国人教師と学生たちは、クラーク、内村、新渡戸らの国際的人道主義の伝統が、困難な戦時下でも受け継がれていたことを身を持って示してくれました。この北大の伝統を新しい学生たちへ伝えるために、記念碑は大変有効だと思います。

**田村一郎・1962年北大哲院了、鳴門教育大学名誉教授**

皆さんの長い間のご苦勞が稔り、宮澤弘幸さんの冤罪事件についても一定の方向が出だしたことを飲んでいます。宮澤さんやレーン先生の心の支えになっていた「心の会」の碑を、元外国人官舎の在りました北大構内に建てることにはもちろん大賛成です。具体的な方向が出ましたら、応分の協力をさせて頂きます。大変でしょうが引き続きのご努力をお願いします。

**成島辰巳・1973年北大経修了、元大阪学院大学**

この運動が平和を愛する人々の心に広く届くことを願っています。

**山口博教・1974年北大経卒、北星学園大学教授**

北大の歴史で同じことを二度と繰り返さないよう、記憶にとどめるため、必要です。

**鈴木秀一・北大名誉教授**

「碑」の建立、賛成です。また文書館年報に宮澤・レーン事件について、論文の形で掲載されることを望みます。山本玉樹さんあたりに是非御執筆願いたいと思います。

**藤田正一・元北大副学長**

本来ならば、北大自身が自らこの碑を建立し、「二度とこのようなことを繰り返させません」と誓うべきだと思います。あくまでも北大が協力したという形にすべきです。上田弁護士の子さんが副学長のうちにぜひ実現しましょう。

## 井上勝生・元北大教員

ご尽力に感謝。クラークとか新渡戸氏とか前面にたてる必要があるのでしょうか。アジアとの向きあい方で厳しくとらえる見方があります。宮澤・レーン事件の背景としても趣旨文に皆さんが共鳴されるものが要請されると思います。

## 石山聖晴・国立釧路工業高等専門学校教授

北大在学中、レーン先生があのようなどい経験をしたことは全く知りませんでした。ビデオは幌向地区の卒業生の間で大きな反響を呼んでいます。是非「心の会の碑」の建立を実現したいと思います。

## 武田晃二・北大教育院卒、岩手大学名誉教授

宮澤弘幸さんは東京に生まれ恵まれた家庭で、読書、器械体操、水泳、柔道などに打ち込み、旅行が好きな快活な少年として成長しました。また、父の勧めで大学は工学部に進むが、その後は法学部に入って将来は外務大臣になりたい、という夢を抱いていたことです。北大時代はさぞかし充実した意義ある生活をしていたことでしょう。その生活と夢を無惨にも打ち砕き衰弱死させた元凶こそ当時の政治であり軍機保護法だったのです。

私は井上勝生氏が書かれた文章を通して、戦後、宮澤さんが「日本の教育制度を十分に修正し、以て日本の民主主義化に資し度い」という意向を持っておられたことを知り、教育学を専攻してきた者として深い感動を覚えました。また、高校時代、英語の時間にはポーリン・レーン夫人から「通りで、トンネマーパ」という看板を見たけどどんな意味？」と冗談を話されていたことをはっきりと覚えています。

宮澤・レーン事件を知って私の人生をあらためて奮い立たせて

いただきました。

## 横倉友子・北大卒

現憲法に明示されている精神的自由がない時代、宮澤弘幸さんは卑劣な権力による攻撃に負けることなく闘ったこと。戦後生まれの私は、宮澤さんの良心を受け継ぐことの大切さを学びなおしています。

## 藤原真由美・弁護士

秋間美江子さんがお元気なうちに是非「心の会の碑」が建立されますよう、北大の更なる御協力をいただきたいと思います。

## 橋本左内・牧師

1959・4・1、61・3・31、札幌北光教会の伝道師であつた私は、教会員であるポーリン・レーンさんに親しく導いて頂きました。またハロルドさんとお交わりも頂くことができました。

秘密保護法を葬り去るためにも「碑」を市民に広く訴えることができる所に建立することを希望します。

## 西村満津子・元毎日新聞北海道発行所労組書記

いつの世も、安心して学べるように。無限の可能性を秘める若者、その未来を奪う権利は誰にもありません。二度と宮澤君のような事が起きない為にも、この碑の一日も早い建立に賛同します。

## 清水裕二・北海道公立学校職員

現在の情勢は、全く時代背景がそっくりです。早く政権交代の準備と実現をしなければならぬと考えます。打倒安倍内閣！

## 松永ひさ子・元介護職

権力による酷い人権・人名の侵害をあらわす大きな具体例として宮澤事件を語り継いで行きましょう。

## 宮田 汎・治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟北海道本部長

みなさんの尽力で、ここまで運動をすすめられ、具体的な形で成果をあげられたことに敬意を表します。みなさんのご奮闘は私たちの運動を励ます大きな力になっています。ともに頑張りましょう。

## 長崎美代子

「心の会の碑」という名称をどなたにもわかりやすいものにしていただきたいと思います。説明文も明解なものをそえてください。

## 松島和幸・千代田区労協幹事、東京

宮澤弘幸さんを陥れたその若い命を奪った者達と全く同じような勢力がうごめき、その時代を「取り戻そう」としている今、この運動の重要性はますます大きくなっている。

## 河部寛美・地方公務員

北海道大学が正式に「冤罪」を認めたと伺って嬉しかったです。特定秘密保護法は強行採決され、またまた暗雲が。二度と宮澤さんのような時代の犠牲者をうまないことを祈っています。

## 山田善二郎・日本国民救済会顧問

北大が宮澤さんの冤罪を認めたこと、喜んでいます。立派な「碑」が建立されるよう願ってやみません。

## 持田 勝

日本人の心に正義・真理・希望の灯をかがげ、植えてくれた伝統ある大学・北大は、今もその精神は息づいておりまふ。とすれば宮澤弘幸氏の名誉を回復し、重んずるという事は、同時に北大の名誉を重んずる事を内外（国際的）に公表することでありまふ。Wクラーク師も、内村鑑三、新渡戸稲造その他多くの同大学の学士らの心に叶うだけでなく、その精神の礎を再

認識されることとなりまふ。これが「真の和解」ということです。

## 小林 昇・元総理府労連副委員長

「心の会の碑」建立呼びかけに賛同します。一日も早く建立されることを願います。二度と戦前のようなことが起こらないようにしたいと思ひまふ。

## 秋間達雄・元高校教師

「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」によつて執筆、編集された「引き裂かれた青春―戦争と国家秘密」（花伝社発行）が刊行されました。その内容は軍事機密法違反として「真理に生きる学生を逮捕し、でたらめな口実で犯罪者に仕立て上げていく構図です。

高齢者の中には書籍を敬遠される方もいるので、私は右書籍に頼つて小冊子で宮澤弘幸事件を取り上げ簡潔に軍機保護法をとおして秘密保護法の一端を明らかにすることにしました。軍機保護法と秘密保護法両者には法的構造に共通したものを見ることのできるからです。

軍機保護法は国民の前には「秘密の範囲」を明確にしながら、実際には抜け道をつくつて無制限に範囲を拡大し、特高の弾圧をほしいまにしましたのです。

現代の秘密保護法も「特定秘密保護法」とあるが、無制限に拡大される恐れを感じまふ。

安倍政権は、集団的自衛権の行使により、徴兵制による国防軍の創設、核兵器の保有によつて軍事国家として完結するという構図を描いているものと考えられます。そのため国民への抑圧、統制を必要とし、その手段として機能するのが、秘密保護法です。



民主主義を圧殺する「戦前回帰」の悪法を絶対許すわけにはゆきません。日本は平和か戦争かの道の岐路に立っているからです。（小冊子「あとがき」より）

#### 浅里慎也・北星学園女子中学高等学校校長

レーン先生のお嬢様たちが本校の卒業生でありました。学園としての答えは出ておりませんが、本校としては微力ではあります。運動の主旨に協力させて頂きます。

#### 阿部敏夫・札幌北光教会委員、北星学園大学元教授

貴会と札幌北光教会との連帯をさらに強めて行きたい。

#### 石田明義・弁護士

歴史的事実の解明と現代社会への問いかけに尽力され、前進をちとつていことに敬意を表します。青年の志をくじいた歴史の汚点を明らかにし、その汚点を少しでも輝くものに、飛躍できるという希望がみえるものにして欲しいと思います。

#### 岩間忠廣・北海道歴史教育者協議会会長

1970年から2009年まで、北海道高等学校の社会科の教諭をしていました。先輩の英語教師・松竹谷智は学生時代、レーン先生のお宅をしばしば訪れて学んだと聞いております。そのほかに北明先生を中心に「動く社会科」を数回、生徒5、6名を引きつれて、北海道高校ゆかりのある地を歩くフィールドワークをやったことがあります。円山のレーン夫妻のお墓に2回は行っています。呼びかけ人のお一人の山本玉樹先生には、以前からいろいろな行動・運動にご一緒させていただいています。

昨年12月、安倍内閣は「特定秘密保護法」を成立させ、現在チエック機関のあり方やどのように秘密指定するかなど詰められつつありますが、チエックがうまく機能するとは思えません。

この間、「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」は、新聞等に問題提起をしてきました。碑の建立に賛成いたします。

#### 金子 勝・立正大学名誉教授

北海道大学が、過去の反省を踏まえて、「平和と真理の大学」として生きようとするならば「無償提供」を進んで受け入れるべきであると考えます。

#### 坂口 勉・元北海道教育大学教授

建碑実現の後の維持——特にその精神・理念の維持・継承まで見通した建立運動を期待、望みます。

#### 新海雅典・カトリック神父

私も以前から「レーン・宮澤事件」に強い関心を抱き、戦時中の軍国主義下における傷ましい弾圧事件として、その真相究明と被害者の名誉回復を強く望んで参りました。また戦時中我々札幌教区長として働いていた平和思想家のラウレンチオ戸田帯刀神父が、獄中のレーン夫妻を訪問し、励まし、又残された家族の面倒をみた事も記憶しております。その戸田帯刀神父も札幌時代「造言飛語罪」で逮捕され、三カ月の獄中生活を余儀なくされ、そして横浜に転勤された後の1945年8月18日、すなわち終戦の日の3日後、憲兵によって射殺されるという「平和の殉教者」の道をたどりました。

私たちは「碑」の建立運動をとおして、これらの「歴史の真実」に改めて光を当てる」ことで、今の世が再び戦争への道を歩まぬように、強く監視してゆきたいと思います。

#### 榎葉悦郎・静岡県平和委員会理事長

今また忌まわしい過去の日本への回帰の動きがあるなか、あの時代に「スパイ」の濡れ衣を着せられ、命を奪われた前途有為の若者が居たことを広く永く後世に伝えることは、極めて大切

なことだと思っています。

## 殿平善彦・一乗寺住職

多くの方々と共に成功させましょう。今、必要な時代への警鐘として。

## 津田光輝・元大学教員

「心の会の碑」建立の呼びかけ人に元北大総長のお二人が参加されたことは、運動にとつて大きな前進です。宮澤弘幸さんの冤罪をはらし、名誉を回復するためにも北大構内に「碑」を実現したいものです。宮澤弘幸さんの妹さんの秋間美江子さんの悲願だと思います。協力は惜しみません。

## 橋本 進・ジャーナリスト、横浜事件を語り伝える会会員

自由、人権、民主、平和——豊かな未来を築いていくためにも、たしかに「歴史の認識」が共有されねばなりません。過去、現在の正負の体験が正しく心に刻まれて、考察が深められていくなかで、将来の展望が開けます。「心の会の碑」建立に賛同いたします。

私たちがその再審請求を支援した「横浜事件」は、太平洋戦争下、最大規模の思想・言論弾圧事件でした。国家権力は反戦・非戦の思想（あるいは気分）をもつ者に狙いを定め、拷問を加え、事件を捏造しました。大量検挙のなかで4名の獄死者、1名の保釈直後死者を出しました。宮澤・レーン事件と構造・経過はほとんど同じです。国家犯罪を告発し、人権回復をはかるための再審裁判は、第1次〜第4次、24年の歳月を費やしました。その間の2008年5月、事件発端の舞台となった、富山県泊町旅館「紋左」の敷地内に「泊・横浜事件端緒の地」碑が建立されました。地元の治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟・富山県本部や、横浜事件再審裁判を支援する会会員の呼びかけ

によるものです。呼びかけに応えた人は、地元はもちろん、東京、神奈川ほか全国にひろがりました。以来、碑は反戦、平和、人権を願う人びとの心のよすがとなり、またそうした運動の呼びかけの礎となっています（碑のほかに、事件と裁判の資料展示コーナーもある）。地元関係者も来客をここへ案内して事件を語ったり、富山で集会をもったグループが見学にきたりします。碑はもちろん事件のすべてを物語るものではありません（碑文の文字数は限られる）。しかし見る人が事件を知り、歴史認識を深めていくよすがとなるものです。「歴史の記憶」共有の契機となるものです。

特定秘密保護法、集団的自衛権……、「戦争する国」への暴走が始まっているいま、「非戦・平和の営み」の顕彰、人権・平和への誓いのシンボルとしての碑建立は、大きな意義を持つものです。

## 畑田重夫・日本平和委員会代表理事

「碑」建立の企画に積極的な支援・賛同の気持ちを表明します。まだまだ「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」そのものを知っている人が少ない現状だけに、この企画が持つ意義は非常に大きいと思います。ぜひ全国的な心ある人たちの力でこの企画を実現したいものだと思います。私自身は今年91歳で、戦前戦中の治安維持法や国防保安法が果たした恐るべき役割を身を持って体験しているだけに、「宮澤・レーン事件」によせる関心は人一倍大きいわけです。微力ですが、私に出来る限りのことはさせていただきます。

## 増本一彦・弁護士

2013年、特定秘密保護法の成立が強行されました。この法律はかつての軍機保護法、要塞地帯法など戦時「秘密保護」法

制の一切を包括しており、権力的に国民を抑えつける悪法です。宮澤・レーン事件は、歴史の大切な教訓となった冤罪弾圧事件です。

私は治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟の活動をしておりますが、無辜の人々を罪に陥れたこの事件と時代を後世に遺すためにも、皆さんの運動を支持させていただきます。そして、宮澤さん、レーンさんなどを重い刑に処した当時の腐った司法が再来しないように、努めたいと思います。

#### 松竹谷智・北海道柔道整復専門学校講師

建立についての趣旨に賛同いたしますが、趣意書の文面にある6行目の「……復帰して多くの学生に平和への願いを伝え、……」のくだりは、「……復帰して多くの学生や市民に平和の願い（心）を持つて接し、……」のようにしていただきたいかったと思います。といいますのは、私はレーン先生ご夫妻が昭和26年に札幌に戻って来られてからお亡くなりになるまで、お交わりをいただきましたが、一度も戦争に関わる話を聞いたことはありません。それだけ平和への強いお気持ちを持つておられたと思います。私の気持ちを述べさせていただきます。

第二次世界大戦には多くの北大生（現役・卒業生）が心ならずも戦禍に巻き込まれたことでしょう。宮澤氏の場合、戦後69年の今に至るまで世間の注目を集めているのは、特異なケースであり、極めて不幸な出来事であります。現在も事件の本質は解明されておりません。しかし、宮澤氏の潔白がわかった時点で北大の対応に問題があったと思いい、残念です。

#### 峯廻攻守・溪仁会札幌岡山病院名誉院長

特定秘密保護法案、武器輸出三原則の破棄、そして憲法9条の実質的壊憲につながる集团的自衛権行使などなど、暴走する安

倍政権に「NO」を突きつけるためにも、「心の会の碑」の建立には、多大なる意義があり、それがまた宮澤弘幸君と恩師レーン御夫妻の名誉回復の証しとなると考えます。

#### 森 賢一・元日本平和委員会事務局長

「心の会の碑」建立の趣旨に賛同し、宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を名古屋とその周辺で広める活動を微力ながら進めます。まず「引き裂かれた青春」の内容を普及し募金を募ります。文中マライーニ一家が「敵国者」として名古屋の『強制収容所』に収容されていた」と記述されていることも私の心にとどめ、力を尽くします。運動の成功を祈念します。山本玉樹先生によりしく！

#### 浅田喜久子・主婦

心より賛同させていただきます。呼びかけ人の中に北大OB総長がお二人おられますが、山口佳三氏は現総長でいらつしやいますよね。宮澤事件の真相を広める会の方々も再三折衝しておられるのに未だ回答がないのも解せません。戦前・戦中・戦後を通して此の国の体質を思わない日はありません。昭和5年生まれの身にとりまして、フェアな心と政治体制を心より希います。

#### 石賀田鶴子・JAL不当解雇撤回裁判原告団

東京で秋間美江子さんのお話を伺わせて頂く機会がありました。とても感動しました。言わなければいけないことは言う！行動しなければ！と思った時は行動する！勇気をいただきました。私は室蘭の出身で62歳です。JAL不当解雇撤回裁判の資料にも目を通して頂けましたら嬉しいです。

#### 磯貝佳身・元毎日新聞中部印刷工

賛同します。大学当局が文科省の動向を気にして、すぐにOK

を出さないかも知れませんが、頑張ってください。

## 市川八郎・元毎日新聞

私事ですが、私の家の近くに捕虜収容所がありました。小学校6年生の頃だったと思いますが、母に「いも」をふかしてくれと頼みました。収容所の「ゴミタメ」に車座で座って、ゴミの中に「みかんの皮」を食べている捕虜に「ふかしたイモ」を風呂敷ごと投げ込んでいました。また「柿」や山の中にある「グミ」なども投げ込んでいました。

ある日、母が駐在所につれていかれ、3人の刑事に殴られているのを見て、子供用の自転車で鶴沼に駐屯している父に知らせに行きました。父は小学校の先生ですが、予備将校でした。昭和19年に近衛師団に入隊、相模湾米軍上陸阻止部隊長でした。

「銃後を守る家族がいるから命をかけて毎日戦うことが出来る」と言つてサイドカーで部隊に帰っていききました。82歳になつて過去を振り返ると、人間、最後に残るのは、その人の人柄です。どのような時代でも良い人柄の人がいるものですが、宮澤さんは不運でした。悲しい限りです。収容所長は横浜裁判で死刑となりました。心の会の碑、建立呼びかけ人の皆様、ありがとうございました。山野井さんによろしく。

## 今井昂司・元会社員

「心の会の碑」建立、ご苦労さまです。呼びかけ人に北大元総長の名前が二人、記されていることは素晴らしいことです。現総長の山口佳三氏が明言しないのは、文科大臣等関係者に気を使い、躊躇しているだけだと考えます。

たとえ総理大臣が反対しても、現役北大総長として決断する！その決意を強く促し、偉大な功績を残された方々の世界を認識させれば、必ず同調していただけると確信しています。

## 大田宣也・日本中国友好協会副理事長

「戦争をする国」に急傾斜する世相の中で、これに反対するために、そして後世に語り継ぐために、立派な碑の建立を期待します。

## 大橋真樹・日本国民救済会札幌西支部事務局長

新渡戸稲造（顕彰）、遠友夜学校（記念館設立）等々、ともに協力し合つて、地球の視野の碑ができたらいいですね。

## 小山内道子・元北海道教育大非常勤講師Ⅱロシア語

碑の建立は大切な事業ですが、それだけに特化・集中せず、引き続き秘密保護法の恐ろしさ（宮澤青年の人生との関連で）を訴え、廃止運動も併行してやっていくことが大切だと思います。

## 栗原一郎・毎日新聞記者

国民の広い議論もなく「秘密保護法」が造られ、内閣の考えひとつで「集団的自衛権」行使可能が許される、恐ろしい社会です。今日、「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件のような出来事を二度と起こさない」この運動は極めて重要です。心より賛同します。宮澤さんらの「思い」・非戦・平和の誓いを「碑」として大学敷地内に建立して頂けるなら、未来に向かって「北大の誇り」となることでしょう。

## 国府谷よし子・元道立衛生研究所勤務

戦前・戦中のあまりにも理不尽な国民抑圧の中でも持つて行きようのない怒りが湧いてくる問題に、今更ながら怖さを感じます。何のお力にもなれないと思いますが、出来る事があります。たらお伝えください。何卒お元気で御活躍下さいますよう心より期待しております。

## 小森順江・元国立国会図書館職員

私は戦後生まれなので、戦争の実情は知りません。国家権力で

罪のない個人の一生を台無しにし、死に至らしめ、家族には迫害の辛さを味あわせておきながら、戦後何の謝罪も補償もしなかった政治家に怒りを感じます。その事を忘れないために少しは「碑」の建立が役立てば良いと思います。

#### 柴川悦子・元会社役員

若い方々が、平和で人権が守られる社会が如何に大切であるかを、戦争が直接的にも間接的にも悲惨なことを知るためにも、碑建立に賛同いたします。永年にわたり、苦しみと悲しみに耐えて来られた秋間美江子様が慰められると信じます。

#### 竹市年伸・元毎日新聞地方版編集長Ⅱ中部

賛成です。北大が目指してきた国籍や立場の違いを認め合いながら学問を追求してやまない「北大の心」を残すべきだと思うからです。

#### 茶原正士・いなざわ九条の会事務局長、愛知県

暗黒の世を再び許すな！ 反省なくして未来はありません。北大のみなさんとも歩もう。

#### 津田秀一・作家

秘密保護法に反対する（少なくとも懸念する）意思も表現して頂きたいと思います。

#### 寺沢玲子・元日本ヒマラヤ協会常務理事

あの大変な時代に国籍を超えて人としての心を通い合わせた方々が北大に存在した証として、そして冤罪事件を忘れる事のないよう、碑の建立に賛同致します。何と言っても人間はほとぼりが冷めると忘れる動物です。碑の存在は重要です。

#### 中原章雄・元東京簡裁調停委員

直接的には北大の歴史の重要な一部を形成するものを示すことになりませんが、さらに広く深くは、日本・世界に関連する碑で

もあると考えますので、完成後には、例えば、ヘッカー先生のご子孫などにもお知らせしておけば、碑や史料館の文献などを閲覧することも可能となるでしょう。

#### 福山瑛子・元しんぶん赤旗記者

心の会の碑の名称は一考を要すると思います。（記事を書く時、心の会の説明をしなくてはならないので）。宮澤・レーンの名前を入れたものにしてはどうかと思いますが。

#### 真木枝里子

秋間美江子さんの話をお伺いするたびに、スパイのレッテルを貼られた終わりのない苦しみの日々を思うと、この世にまかり通る不条理さに怒りを覚えます。一刻も早く穏やかな日々が訪れることを心から祈念しつつ「心の会の碑」の建立の実現をお祈り申し上げます。

#### 丸山重威・ジャーナリスト、元共同通信・関東学院大教授

ごくろうさまです。大切な仕事だと思えます。大学が大学らしくあるためにがんばりましょう。

#### 皆川真知子・公立学校教員

北海道を代表する大学として、道民からも信頼されています。札幌農学校以来の教育思想を示すためにも当局の尽力をお願いしたいと切に思います。場所はもう決まっているのかとも思いますが、北大でたくさんの方が行くような場所がベスト。目立つ場所に。碑の成り立ちが初めて来られた人にもわかるようにしていただきたい（特に事件のこと、二度と繰り返してはいけないこと）。碑をかこんで年に一回くらい集いを持って欲しい（例えば12月8日、8月15日）。北大キャンパスには観光客や市民がたくさん訪れると聞いています。看板などあったらいいですね。

### 山勢哲三・元毎日新聞

碑建立の主旨に賛同します。是非とも成功させ、「心の会」の精神を永遠のものにしましょう。

### 山本有次郎・日本国民救済会東京本部副会長

北大構内の一隅に「心の会の碑」を建立することが出来たなら、それは二度とこのような悲劇は繰り返さないという、学内外の多くの人々の思いが結実したものであり、同時に北大の歴史にまたひとつ新たな輝きを与えるものとなるでしょう。

### 能瀬和彦・1970年北大文卒、社会保険労務士

自由と平和を尊ぶ北大の地に宮澤さん、レーン先生の名誉を回復する碑を建立して下さるよう、切に要望します。

### 工藤俱子・教員

名誉回復を願っています。

### 三根厚子・函館市

戦争につながる安保法制は絶対通すわけにはいきません。再び宮澤さんのような犠牲を出さないために。

### 坂下 凱・元公立高校教員、函館市

キナ臭い情勢の中、このような冤罪事件をくり返さないためにも、顕彰碑を北大用地内に作られる事を望みます。

### 山根仁美・保育園園長、札幌市

北海道の学問の最高峰である北海道大学は歴史の事実を後世に伝える使命があるのではないのでしょうか。

### 柴野邦子・保育園園長、札幌市

このようなことが二度と起こらないように、ぜひ北大に碑をたて、未来に伝えてください。

### 長谷川信子・札幌市

頑張ってください。応援します。

### 相河栄治・札幌市

碑の建立に賛同し、その実現の一助にと署名します。

### 村上龍子・岩見沢市

先年度、北大で妹さんのお話を聞きました。

### 遠藤勇蔵・私教組役員、石狩市

安倍首相は「環境の変化」をいうが、彼自身が変化を作り出している。過去の歴史を深くつかむ上でも、この運動の発展が重要と思う。

### 山根泰子・札幌市

高崎裕子弁護士が選挙の訴えに宮澤さんの事を入れていましたので、印象深く覚えています。再びあのような事件を繰り返してほしくない。

### 坂本正勝・元地方公務員、札幌市

実現しましょう。

### 迫 修・函館市

安保法制は批判的メディアを「つぶせ」ものを言えない時代を再び許すのか？ いま問われています。みんなで声を上げることが大切です。

### 府金孝見・元教員、岩手県

特定秘密保護法、そして戦争法案の審議、衆議院採決と戦争への道を歩んでいるようだ。戦争の悲劇を繰り返さないためにも建立を！

### 岩本秀司・私立高校非常勤講師、岩手県

戦後70年という節目の年に全国に発信して進められているこの運動は、極めて時宜に合った運動であり、強く賛同します。そして、宮澤・レーン事件のような冤罪を作り出してきた戦前レジームへの回帰を強めている安倍政権に断固たるNO！を突

き付けていきたいと思えます。

**渡辺正樹・元教員、奈良市**

毎年、卒業記念号の冊子に「レーン記念賞」の受賞者の氏名が載っていたが、今度のパンフレットで初めて宮澤弘幸さんの件、詳しく知りました。

**村中千廣・道上川郡鷹栖町**

アイヌの人たちへの遺骨の返還もお願いします。

**岡部信枝・元中学校教員、釧路市**

人類の歴史は人権発達の歴史と信じた。

**佐藤美保子・札幌市**

報道を見るにつけ心を痛めておりましたので、賛同させていただきます。

**陶山秀昭・1973年北大理卒、元帯広市役所**

良識ある北海道大学であれば、現在の憲法を無視して戦争法案を推進しようとする政府に対する歯止めとして「心の会の碑」の建立を許可されると信じます。

**北川保雄・元新聞記者**

私は既に現在、警察・自衛隊・公安調査庁など国の権力とその機関によって監視され続けています。昨年暮れには特定秘密法が制定され、かつての治安維持法を思い起こす。新聞が検閲の下に発行され読者の知る権利が奪われかねません。「心の会の碑」を闘いの拠りどころとしよう。

**阿部紘司・札幌市**

基本的人権、民主主義、国民主権、学問の自由を守りましょう。

**伊藤正晴・教員、札幌市**

ぜひ建立してください。宮澤・レーン事件を知ることができ、

とても勉強になりました。

**小沼紘美・札幌市**

是非、実現させてください！

**佐藤真奈美・保育士、札幌市**

平和のために、子どもたちの未来のために、建立していただきたいです。

**松原 清・団体役員、札幌市**

悲劇は二度と繰り返してはなりません。戦争立法は廃案にすべき。

**喜多村喜美江・札幌市**

歴史を広く北大のみなさん、関係者のみなさんに知っていただくために、おおいに賛成します。私も初めてこの事件を知りました。レーンさんを尊敬いたします。宮澤さんの名誉の回復と切望いたします。

**浦野徳子・札幌市**

是非建立を。応援しています！

**狩野 廣・元教師、札幌市**

旧制中学3年で海軍志願中終戦、戦時中の言論統制の厳しさを体験しております。このようなことがあってはならないと思っています。

**橋本順子・元教員、札幌市**

ぜひ建立を！

**上田純子・札幌市**

「碑」建立についての北大の態度は知りませんでした。ぜひ実現したいですね。

**渡辺美恵子・札幌市**

心の会の碑、建立できる事願います。

**野原安雄・元教師、札幌市**

再び暗黒政治に逆戻りさせぬためにも建立を！

**藤村俊子・札幌市**

さんせいします。

**芦田睦子・札幌市**

小さくともこの事件の大事さをいつまでも伝えるものであってほしい。

**佐藤泰子・札幌市**

北大構内につくること。

**縄野裕子・札幌市**

平和のシンボルとして、建立を応援しています。

**秋間 実・東京都立大名誉教授、神奈川県逗子市**

よびかけの趣旨に心から賛同します。北大当局が心を開いて誠実が対応をしてくださることをねがいます。

**小沢絃美・札幌市**

記憶・記録を後世に残し、伝えるために是非々と存じます。

宮澤弘幸氏の実妹・秋間美江子さんのお元氣なうちに実現しますよう願います。

**松尾みつ子・札幌市**

ぜひ北大の中に建ててください。

**小沼 武・札幌市**

大賛成です！

**古矢 旬・北大名誉教授、札幌市**

森先生よりお知らせいたしておりながら、返信を失念しており、失礼いたしました。数日前、北大が「碑」の建立を拒否したことを報道で知り、思い出しました。まさかと思っていた事態ですが、北星学園大学の事件といい、危機的な状況かと存じ、

あわてて返信申し上げるしだいです。遅ればせでまことに申し訳ございませんが、賛同の方々の末に連なることお許しくださいますよう。

**笹森行周・11年北大院了、日本山妙法寺僧侶**

同じ悲劇を二度と繰り返さないためにも、歴史を直視する姿勢が大学側に求められていると同時に、学生さんたちにも人生を考えるきっかけにしてほしいと考えます。

**新国久男・札幌市**

今のアベ内閣により、ますます「戦争」に近づいています。このままでは、またいつ「宮澤・レーン」事件のようなことが起こりかねません。それを防ぐためにも「心の会の碑」は必要です。頑張ってください。

**江部靖雄・全損保OB、札幌市**

建立呼びかけ趣旨に全面的に賛同。北大が謝罪し、碑の建設を是非実現。支援惜しみません。

**櫻井佳子・元保育士**

このような事件があったことを忘れないように。また若い人々にもぜひ知っていただきたいので、「碑」の建設に賛同します。

**歌代 功・元北海道放送、札幌市**

賛成。

**柳谷マサ子・札幌市**

碑の建立は歴史の真実を埋もれさせないためにもぜひ実現させたいです。

**若月久美子・元中学校教員、札幌市**

北大が「碑」の建立を拒否したことを知って、本当に残念で情けなく思っていました。

**河村公隆・北大特任教授**



賛同いたします。

**岡本哲軌・勤務医、北広島市**

宮澤賞の創設を楽しみにしています。戦争に参加しないために「心の会の碑」を建立しましょう。

**大我晴敏・1970年北大理卒、元会社役員**

歴史的事実、ましてや冤罪事件を形にせず実質的に無かったこととする現北大当局は、自らの大学存在意義を否定しているものです。歴史を直視し忘れないため「碑」の建立が行われるよう求めます。

**赤坂京子・札幌女性問題研究会、札幌市**

戦争は、宮澤さんのような前途有為な素晴らしい青年を逮捕・拷問・拘留して殺すという事を伝えて欲しい。

**跡部紘三・大阪府豊中市**

支持します。

**結城千草・1950年北大教養部入学、医師  
賛成します。**

**三宅 勲・札幌市、元コープさっぽろ職員  
是非建立させたい。**

**国吉昌晴・1966年北大教卒、中小企業団体役員**

このようないまわしい、悲惨な事件を二度と引き起こしてはなりません。そのためには、北大関係者の皆さん、さらには、広く社会全体に、歴史の真実として語り継ぎ、問題の本質を認識する努力が必要です。その象徴となる「碑」の建立が急速に進むことを願っております。

**横倉友子・元法律事務所事務員、札幌市**

「宮澤・レーン事件」は過去の問題ではなく、現代の問題でも

あると（安倍政権の暴走を見て）確信するこのごろです。

自由な精神、真実を求める学問への情熱を育むためにも「心の会の碑」の建立を強く望みます。

**柳谷睦夫・札幌市**

歴史を逆行させないためにも、ぜひ「碑」を建立して下さい。

**西尾達雄・特任教授**

歴史的事実を次の世代に正しく伝える必要があります。「碑」建立はそれを象徴するものです。ぜひ建立されることを期待します。

**守屋 淳・北大大学院教育研究院教授**

なぜ北大当局が、土地提供を拒むのか、理解できません。皆様の活動は、特定秘密保護法があり、安保法制が問題になっている今、きわめて重要な意義ある活動だと思います。

**吉田憲幸・元地方公務員、札幌市**

学問・大学の自治を守ることは当然であり、反省の碑は当然のことと考えます。

**原田敏幸・元高校教員、札幌市**

碑設立の趣旨に大いに賛成です。北大は北大の教育の基本の部分に「心の会」に流れる高い精神が脈々と受け継がれる事をむしろ誇りに思うべきだと思う。

事件について本を読んだ後に感じた事は次の2点である。①事件が当時の政府が推し進めていた暗闇の恐怖政治の下に起こった事とは言え、北大が彼を守り得なかった不甲斐なさ。学校は学生を一言の弁護もせず官憲に引き渡した事を恥ずべきだと感じた。②戦後すぐに米軍占領下に直に行動を起こし、戦時下に行われた自学の学生に対する不正な弾圧の糾明に学校当局は当たると共に、即時彼の復学への手続きをすべきであった。遺族

に名誉回復を求められても不承不承の感あり。

#### 山下信行・札幌市

建立賛成。

#### 平野時英・元世田谷区立小学校教員

賛成です。北大の姿勢は今だに治安維持法体制を支持している  
とんでもないものですね。がんばりましょう。

#### 勝俣明夫・埼玉県川越市

秘密保護法は廃棄すべきだと思います。頑張ります！！

#### 佐藤のり・埼玉県川越市

宮澤弘幸氏の銅像を作っていたみたいです。

#### 菊池雅子・保育士、埼玉県ふじみ野市

心から応援いたします。なにかありましたら、微力ですが、お  
手伝いします。今の政治は怖いです。いつの間に特定秘密保護  
法ができて、国民は何も知らされていません。

#### 折井 暁・立川革新懇事務局長

安倍政権の「侵略」を認めない歴史認識が問題になっています。  
それは国内の弾圧行為についても同質と思っています。

#### 藤元理津子・東京都葛飾区

戦争のむごさは人間を人間として見なくしてしまう。宮澤弘幸  
さんの冤罪をなんとしても晴らさなければいけません。そして  
子や孫に伝えます。

#### 古川太亮・東京都羽村市

今後の平和の為に必要と思います。

#### 西沢 堅・東京都練馬区

このような事件を若い人達に残すためにも碑を作ることに賛同  
します。

#### 笠原純子・東京大学図書館職員

碑としてこの事件を後世に伝えることは良い方法と思います。  
「わだつみの碑」を構内に建てさせない東大の態度も共通して  
おり、難しいかもしれません。

#### 大橋 晃・1966年北大医卒、医師

秘密保護法や集団的自衛権行使容認など、再びきな臭さがたち  
こめる今、この北海道の地で起こった宮澤・レーン事件を後世  
に伝えるための碑の建立は大変意義のあることと考えます。

北大出身者としても、1980年代まで事件について殆ど知ら  
なかったことを恥ずかしく思います。可能な限り若い人達に伝  
えていきたいと思っています。

#### 加藤幾芳・北大名誉教授

是非建立して欲しい。

#### 長倉靖剛・北大職員

北大の悲劇を繰り返さないためにも、是非「碑」を建てる方が  
よいと思います。

#### 佐々木直樹・北大名誉教授

今だからこそ是非！北大に！

#### 松林 洋・教員

建立は北大が歴史を総括するため必要だと思います。

#### 原田 守・1969北大理卒、元高校教員

心より賛成します。今、日本はどこに向かうのか大変心配です。  
宮澤・レーン事件は古くて新しい事件です。碑の建立により平  
和な日本が実現することを願っています。

#### 増子捷二・1965年北大理卒

建立のよびかけに強く賛同します。呼びかけ人に元総長が名を  
連ねている事も敬意を表します。北大の態度は許せません。更

に多くの賛同者を増やすと同時に、期成会を発足して下さい。

**瀬尾英幸・護憲ネットワーク北海道共同代表、石狩市**

是非、北大構内に建てるべし！

**土岐由起子・福祉保育労組道地本元書記長、札幌市**

今の時期だからこそ意義があると思います。

**渡辺陽子・韓国語講師、札幌市**

胸が痛みます。そして今現在これから、そのような理不尽な世の中になっていく大きな懸念があります。過去の貴重な教訓の証として建立に賛同します。

**浦部浩行・元教員、札幌市**

権力の弾圧を記憶するために大切な活動だと思います。

**鈴木澄江・江別市**

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広めていただくことは、現在と未来のすべての人々に「平和と人権」は、自らの考えや行動がなくては得られないことを知っていただくために必要であり、特に宮澤さんが選り親しんだ現地である北海道大学の校内から発信することに意義を感じます。

**貫井 進・マスコミ労働者、札幌市**

過ちを繰り返さぬための証しになると思います。

**中村由紀男・元電器会社エンジニア、長沼町**

歴史を刻み、より多くの人に知らせるためにも、ぜひ実現してください。

**川上和幸・江別市**

歴史を風化させないために必要だ。

**中垣克久・彫刻家、東京都新宿区**

ごく当たり前の観光的な碑にならないようにお願いします。素敵な彫刻を！ 石の碑でもいいのですが、2〜300年しか持

ちません。ブロンズは約1000年は原型を保ちます。耐久性のある作品を作ることのできる本当の彫刻家を選出することに行き着きます。慎重な審査をよろしくお願いします。

**本田明子・札幌市**

レーン先生夫妻は1951年に北大に復帰し、一応名誉は回復されたと思います。一方の宮澤弘幸さんは、北大当局が何の弁明もせず、戦後も無視したまま忘れ去られようとしています。遅きに失しているが、北大は今こそ宮澤さんの名誉を回復するために「碑」を建て、後世に語り継いでいくべきと思います。

**阿部奈々・当別町**

私はこの出来事を忘れたくないのです。私たちの未来の子供たち、方々にも伝えていきたいのです。もう二度と繰り返させないためにも、碑を建ててもよいのではないのでしょうか。

**斉藤 哲・北海道被爆者協会、札幌市**

国家による人権弾圧で、20代の大切な時期を奪われた、元同じ大学の学生のための記念碑を建てることに何の問題があるというのでしょうか。

**平真知子・北海道被爆者協会事務員、札幌市**

北大で起きた事、北大生の人達に知らされる為には、口コミ、文章より「碑」の方があると、目についていいと思います。

**千葉 喬・団体役員、札幌市**

がんばってください。

**日下康夫・元教員、札幌市**

この時代だからこそ、率先して学問の府がしっかりとした態度を表明しなければならない。

**井上浩二・札幌市**

形として残すことは、きわめて大事なことと思います。

### 小久保和孝・一般社団法人札幌農業同窓会代議員

北大は公式に第二次大戦による犠牲学生（戦死、動員等による方を含む）を、収録・公表していない。このことも一本の柱として運動に含める必要がある。戦争責任の大学としてのけじめに「心の会の碑」は、大衆的運動展開なくして国有地の利用は勝ち取れない！

この中で碑名は大衆的に決定してゆくべきである。地方議会決議、国会議員動員まで進み、国有地利用が実現する。勿論その前後に各政党党議決定による賛同が必要である。

### 佐々木忠・1973年北大（院）農卒

ぜひとも碑を実現させたいのです。過去の誤りを反省し、未来を展望すること。これを忘れると、人間は人としてまともな生活はできません。

### 竹田定好・元北大課長補佐、札幌市

冤罪事件を許さない北大としての決意を後世に伝える証とすべきと思います。宮澤さんは優秀な北大生であり、一人の普通の軍国青年であつたとしか考えられません。

### 武田 泉・元北大環境科研、北教大札幌校

北大の宮澤賞創設の意図が異なつた所にあり、反省や謝罪が不十分なことがよくわかりました。「碑」の建立まで何度でも要請していくことが必要だと思います。

### 谷井利明・北大理卒、札幌市

学問の自由、大学の自治、基本的人権、平和・民主主義を守り、発展させるため、誓いのシンボル建立に向けて取り組みをすすめます。

### 中川 彰・1979年北大文卒、高校教員

北大在学中、レーン奨学金をいただきました。そのころは、宮

澤・レーン事件の詳細も知らず、深い意味も理解しておりませんでした。本年5月、北大にいらした秋間美江子さんの感動的なお話を聞き、何としても北大に碑を建立したいと考えました。よろしくお願いします。

### 間宮正幸・北大教員

歴史の記憶を形にとどめるものとして。

### 切明澄枝・札幌市

北海道の最高学府として、自由の精神を高らかに誇るためにも、是非碑建立にご同意していただきたい。

### 工藤一成・「札幌郷土を掘る会」事務局長

一般市民には、未だ未だ周知されていないと思います。今の時代とよく似た状況だという事で意味があると思います。

### 返町賢治・札幌市中央区山鼻地区民生委員

宮澤・レーン事件をいつまでも語り継ぐ為に、建立することに賛同いたします。

### 高橋春枝・札幌市

1951年生です。今日のしゅうかいはとても学びの多いものでした。有難うございました。

大東亜戦争で叔父が戦死、父は厚木で終戦を迎えました。戦死した東太平洋では英語を話せた人が日本軍に殺された事実もあったそうです。戦後70年になろうとして、レーン・宮澤事件や戦争の全体像を知りたいと思います。学校教育では学んだ記憶がありません。

### 中島重夫・札幌市

「平和と自由」「学問の自由」は民主主義の始めである！ 北大としても、学問校として全一致して取り組むべきことと考える。

**中村 充・地方公務員、札幌市**

建立することによって、何をどのようにしたいのか明確にし、北大との交渉をがんばってください。また公的な土地を使用する場合、維持管理できるかも重要と考えます。

**水越貴俊・元JR北海道、札幌市**

北大の地に平和を願う碑を是非建立して欲しいと思います。秋間美江子さんの存命中に建立されることを期待します。

**勝又敏夫・毎日新聞OB、神奈川県伊勢原市**

宮澤さんの非業の死、秋間さんたち家族の無念さを思うと胸が痛みます。今また日本を危険な道へとつき進む動きを許さず、この碑建立と宮澤さん冤罪事件の真相を多くの人に広げましょう。

**服部康夫・京都市**

「平和でこそ登山ができる」精神でがんばりましょう。

**植村 滋・北大准教授**

戦前以後戻りするかのような機密保護法の廃止と、憲法に違反する安全保障関連法案の廃棄を目指すとともに、平和な世の中と人権を何よりも大切にする北大の良心を占めるシンボルとして、記念碑が建立されることを願っています。

**武藤 順・1955年北大法卒**

教養部の時にレーン先生の講義に参加し、またレーン先生宅にも良く訪問しました。

**野崎健美・1958年北大農卒**

デモも集会も禁止したり、処罰することも可能になった特定秘密保護法を廃止するためにも、建立に賛成です。

**大山綱夫・1962年北大文卒**

賛同します。

**佐々木梓・北海道河東郡**

安保関連法案が憲法をないがしろにしたまま、そして国会としてあるべき議論が不条理なまま一人歩きしていることに抗議いたします。おとなが、こどもが、学生が、学者が、労働者が、文化人が、二度と戦争をしない決意を心にかく結び、平和を求めている今だからこそ、心の会の碑建立を強く望みます。

**柳川慶子・女優、東京都世田谷区**

毎日新聞で北大生「スパイ冤罪事件」を読み、はじめて知りました。

**高木博志・京大教員、元北大教員、京都市**

宮澤青年と北大で交友のあった人類学者フオスコ・マライーニも、創設時の京大イタリア語学文学講座で教えたが、収容所に入れられ抵抗します。戦時下の人々の営為に学びたいです。

**佐藤俊明・1970年北大文卒、函館市**

戦後70年の節目です。北大はきちんと謝罪すべきです。

**岸 甫一・1972年北大文卒、函館市**

再び戦争による悲惨な歴史を繰り返さないために、北大はもちろんのこと、広く社会的に「心の会の碑」建立は意義のあることです。最近の政治には危機感を感じます。

**岸 伸子・上川郡美瑛町**

国籍、立場の違いという垣根をこえた共同が大切であると考えてきました。「心の会の碑」に私の願いを託します。

**橋本和幸・1975年北大薬卒、函館市**

戦争は、人生をだいなしにしてしまいます。個人の人生を尊重しません。二度とこういうことが起きないよう歴史に接し、心

に誓うことは大切なことです。

**橋本喜久子・1973年北大薬卒、函館市**

つましくも、平和に暮らす国民の生活を一変させるのが戦争です。悲劇を繰り返さないために「心の拠りどころ」を建立しましょう。

**阿部和保・函館市**

建立運動に協力します。

**俵 浩治・1956年北大文卒、函館市**

かつての過ちを二度と繰り返さないために。その記憶を忘れず、ご本人の名誉を回復するために。賛同いたします。

**吉野敏明・函館市**

わずかですが、建立運動にも協力いたします。

**伊藤文彦・1959年北大理卒**

再びこのような事件を繰り返さないために、この記念碑の建立の早期実現に心から賛同します。

**紺谷克孝・1969年北大法卒**

ぜひ実現し後世にその事実を継承させていただきたい。

**中野守成・元高校教員、函館市**

歴史をきちんと見ないでフタをすると、学問の展望が見えなくなると思います。

**寺田 保・元教員、函館市**

戦中、憲兵による圧迫を身に沁みて感じています。

**上原道代・元教員、北斗市**

宮澤さんのような冤罪事件を二度とおこさせないように、多くの人に運動を広げて、知らせてほしい。

**佐久間睦夫・函館市**

ぜひとも名誉回復を期待します。

**鈴木則夫・函館市**

宮澤氏の名誉回復を祈念します。

**堺 章芳・札幌市**

建立して多くの人がこのことを知る機会にしてほしい。

**土屋博嗣・札幌市**

建立して欲しいものです。

## 五、活動経過

### ◆2012年

10・23 「秋間美江子さんを囲む夕べ」（札幌市内レストラン）出席者〓秋間美江子、山野井孝有、井上勝生（北海道大学名誉教授）井上高聡（北大大学文書館）山本玉樹（北大元講師）井上雄一（北海道新聞記者）岩本勝彦（弁護士）郷路征記（弁護士）庄司清彦（NHK記者）沼田勇美（北大総合博物館）坂本和昭（坂本商事社長）夫妻、刈谷純一（毎日新聞OB）根岸正和（同）伊藤直孝（毎日新聞記者）

10・24 秋間さんと山野井が北海道大学へ宮澤弘幸のアルバムを贈呈し、宮澤弘幸の名誉回復を要請する。北大側は新田孝彦副学長、白木沢旭児教授が応対。山本同席。北大は「資料を集め、調査したい」と回答するにとどまった。朝日、毎日、北海道各新聞とNHKが取材、NHKは夕刻ニュースで、新聞は25日付で報道。

11・12 「悲劇を繰り返させないために―秋間美江子さん・山野井孝有さん 北海道大学訪問報告会」（東京・新宿〓常圓寺ホール）30人参加。運動組織結成準備を提起。

11・24 「松本善明著『謀略』梁田政方著『三鷹事件の真実にせまる』合同出版記念のつどい」（東京・武蔵野スイングホール）山野井が宮澤事件を訴える（福島清同席）

12・8 「新聞OB九条の会『お話と望年の夕べ』」（東京・文京区民センター、40人）山野井が宮澤弘幸スパイ冤罪事件について訴える（大住広人、福島同席）

12・8 「宮澤・レーン事件の真相究明と名誉回復を求める会」（札幌・エルプラザ）山本が講演。

12・16 第46回総選挙。各党新議席〓自民394、民主57、維新54、公明31、みんな18、未来9、共産8〓12・26第二次安倍内閣。

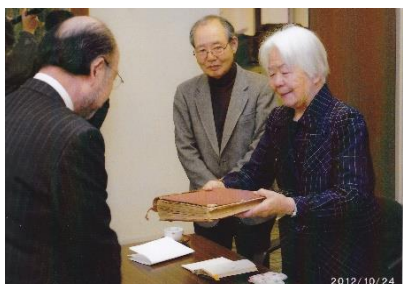
### ◆2013年

1・24 「新聞労連春闘臨時大会」（文京区民センター）山野井が宮澤スパイ冤罪事件を訴える（福島同席）

1・29 「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」結成、発足（札幌・エルプラザ、30人）。会則を決め、代表に山野井孝有、山本玉樹、幹事に大住広人、刈谷純一、坂本和昭、寺沢玲子、橋本修二、事務局長に福島清、事務局次長に根岸正和、水久保文明



10.23「秋間美江子さんを囲む夕べ」



10.24 北海道大学に宮澤弘幸遺品のアルバムを寄贈する秋間美江子さん。左は山野井孝有さん



1.29「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」結成集会





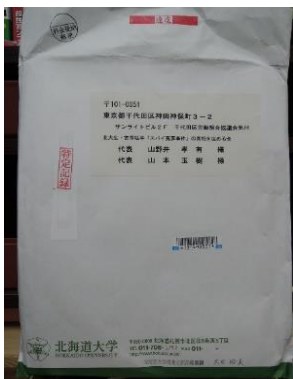
2.23「宮澤弘幸追悼・顕彰 秘密保全法を考える集い」



2.26 北大へ「申入書」を手渡すが、窓口担当者は物置同然の部屋で対応



4.13 新聞労連 JTC 記者研修会で問題提起する山野井孝有代表



5.28 北大から届いた「故・宮澤弘幸氏に係る件について」と題した文書の封筒

を選任。結成後、第1回幹事会。

1・30 北海道教職員組合、北海道新聞労組など訪問して「真相を広める会」結成を説明し協力要請（山野井、山本、大住、水久保、根岸）

2・4 「会報」第1号（「真相を広める会」結成、会則他決定など掲載）

2・22 持回り幹事会で、佐伯浩・北大総長への秋間、山野井・山本両代表連名の「申入書」を確認、決定。

2・22 パンフ「スパイ冤罪 宮澤・レーン事件 真相を知ってほしい」発行、3000部。

2・23 「宮澤弘幸追悼・顕彰 秘密保全法を考える集い」（新宿・常圓寺ホール、66人）

泉澤章弁護士、「秘密保全法」情勢を問題提起

2・26 山野井・山本両代表、根岸事務局次長が、佐伯浩・北大総長あて「申入書」（全文は「会報」第2号に掲載）を太田裕美総務課長補佐に手渡す。当初、三上隆副学長が会うと連絡してきたが、直前に「都合悪くなった、郵送を」と連絡。態度変更には抗議するとともに

に直接手渡すことにしたもの。手渡す場所は、物置同然の部屋だった。北大の姿勢を物語る対応。その後、三上・副学長が再調査を指示した模様。

3・1 「会報」第2号（北海道大学へ「申入書」手渡す、宮澤弘幸さん追悼・顕彰、秘密保全法を考える集い、常圓寺ホールなど）

3・2 京都弁護士会主催シンポジウム「私たちの知る権利が危ない！秘密保全法制の危険性と問題点（京都弁護士会館地階大ホール）大住幹事、「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」について問題提起発言。

4・3 北大、秋間さんに「宮澤弘幸の退学願が見つかった、情勢が大きく変わった。ポルダールに向いて説明したい」と連絡。秋間さんが山野井代表に電話で報告。

4・13 新聞労連第34回JTC記者研修会（文京区男女平等センター）山野井代表が「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」について問題提起。大住幹事と東海林智・毎日新聞社会部記者が秘密保全法阻止の重要性を訴える（福島同席）

4・14 山口佳三・北海道大学新総長宛に、（秋間さんへの説明は）申入書への回答に至る説明なのか、情勢が変わったとは何か、について説明を求める「質問書」を送付。

4・17 「会報」号外（新たな事態、北海道大学に「質問書」送付など）

4・18 山口総長宛に「糾明書」送付。退学願が発見されたことを毎日新聞が報道したこと、真意を糺すとともに2・26申入書に対する回答を要請。

4・23 福島事務局から北大・太田総務課長補佐にFAX。「退学願は個人情報だから秋間美江子さんに説明する」との見解に、秋間さんが北大に対して「私宛説明の前に申入書に回答されたい」とFAXしたことを受けての対応を要請。

5・2、7・23 福島事務局長が太田課長補佐に回答日を示すよう電話。北大は「検討中」

5・15 福島事務局長から山口総長宛に「対面回答の日時」を決めて連絡を求める文書を「配達証明・速達」で送付。





6.26 上＝レーン夫妻墓参(円山墓地)。  
下＝拡大幹事会(札幌)



7.6「安倍壊憲で、日本はどうなる？」集会



10.3「安倍政権でどうなる私たちの人権」  
シンポジウム



10.5「女性九条の会学習会」で訴える  
山野井孝有代表

- 5・23 太田総務課長補佐から福島事務局長に「27日にお知らせ文書を発送する」と電話。
- 5・27 北海道大学・山口佳三総長名で、「真相を広める会」代表宛に「故・宮澤弘幸氏に係る件について」と題した文書と退学願等7文書を送付との連絡。
- 5・28 山口総長名両代表宛の「故・宮澤弘幸氏に係る件について」と題した文書が速達・特定記録便で届く。同日、福島事務局長名で「お知らせ文書には、申入書で指摘した北大の責任に関しては一言も記されていないことは不誠実」と指摘した上で、再度回答を要請する「申入書」を速達で郵送。
- 5・30 三上副学長と井上北大大学文書館員がコロラド州ボルダーの秋間さんを訪問し、「真相を広める会」に送付してきた文書と同じものを手渡し、説明。
- 6・4 『秘密保全法×盗聴法』危険な社会！
- 6・4 シンポジウム「東京・渋谷勤労福祉会館。大住、福島」真相」パンフ30部宣伝
- 6・12 「会報」号外(北大、秋間美江子さん

- に「説明」)
- 6・25 北大当局と交渉。北大側「三上副学長、井上大学文書館員、辻邦章・総務企画部総務課長、太田同課長補佐。真相を広める会」
- 山野井、山本両代表、大住、刈谷幹事、福島事務局長、根岸同次長。北大は、再調査の結果、新たに確認されたとする退学願等4文書と既に確認されていた学籍簿等3文書について説明。話し合いの中で「二度と戦争を起こさせない」で一致。「真相を広める会」は引き続き、謝罪と総括を要求。幹事会。
- 6・26 レーン夫妻墓参(山野井、山本、大住、刈谷、福島、根岸)。夫妻の墓前に献花後、山本、刈谷両北大OBが北大寮歌「都ぞ弥生」を献歌。午後、「拡大」幹事会(札幌・20人)結成集会以降の活動を中間総括し、①北大の謝罪と責任追及②秘密保全法阻止——の活動を展開することを報告、承認。
- 6・26 山口総長宛に6・25交渉結果を受けて、なお不明な点を糺す「申入補充書」送付。
- 7・6 マスコミ九条の会緊急集会「安倍壊憲

- で、日本はどうなる？」(明治大学。福島)
- 7・7 「会報」第3号(宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」で北大が「対面回答」、北大の謝罪と総括」引き続き要求。北大の対面回答経過と「回答文書」解説など)
- 7・11 緊急集会「自民党憲法改正草案徹底批判」(文京区民センター。山野井、福島)
- 7・21 第23回参院選。各党新議席「自民115、公明20、民主56、みんな18、共産11、維新9、社民3、生活2、その他5
- 9・10 「会報」第4号(「秘密保護法」阻止10・10シンポジウムなど)
- 9・12 「週刊金曜日」、都教組、高教組などへ10・10集会への取材と参加要請オルグ(山野井、福島、水久保)
- 9・16 「特定秘密の保護に関する法律案」に対する意見(パブコメ提出)内閣官房内閣情報調査室宛
- 「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」。提出意見「72年前の1941年12月8日、北海道帝国大学生・宮澤弘幸



10.10「秘密保護法阻止 10.10 シンポジウム『この道はいつか来た道』(東京)



10.13「秘密保護法阻止 10.13 札幌集会」(札幌)



12.8「もう一つの 12 月 8 日・札幌集会」(札幌)

と同大学英語教師・レーン夫妻が軍機保護法違反で逮捕された事件の真相を知っていますか。軍の施設等を外国人に漏らしたという理由でしたが、当時の国民みんなが知っていたことばかりでした。『何が秘密なのか』と追及すると『それが秘密だ』というのです。つまり、権力によって気にいらぬ国民は誰でもスパイに仕立て上げたのです。「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」は、特定秘密保護法案に反対します」

10・3 「安倍政権でどうなる私たちの人権―監視・管理・統制が進む社会― 10・3 シンポジウム」(全労連会館。福島)

10・5 女性九条の会学習会「憲法九条の現状と私たちの課題―集团的自衛権・沖縄・領土問題」(明治大学。山野井、福島)

10・10 山口北大総長宛に「回答要請書」送付。

10・10 「秘密保護法阻止 10・10 シンポジウム『この道はいつか来た道』(東京・110人) 臺宏士・毎日新聞社会部記者が秘密保護

法情勢を基調報告、北村肇・「週刊金曜日」発行人、西本武志・労山会長らが報告。幹事会。

10・10 パンフ「宮澤・レーン事件 冤罪の構図―審・大審院判決の条条検証と批判」発行。1000部。

10・13 「秘密保護法阻止 10・13 札幌集会」(札幌・50人) 岸本和世・日本キリスト教団牧師、今橋直・自由法曹団弁護士、新海雅典・日本カトリック教会神父が基調報告。

10・13 「会報」号外(秘密保護法は軍機保護法の来た道)

10・23 「会報」第5号(秘密保護法は丸ごと断固阻止! 東京シンポジウム、札幌集会で決議など)

11・22、23 「青年劇場スタジオ結」、「明日、あなたもスパイにされる!」をテーマに朗読。

10・25 政府、特定秘密保護法案を閣議決定し国会に上程。

10・26、27 参議院国家安全保障特別委員会委員全員宛に、「秘密保護法は徹底審議の上廃

案にすべきである」との要請を、福島事務局長、水久保次長名でメールとFAXで送信。

11・26 「ジャーナリストは秘密保護法と日本版NSCに反対する」集会(明治大学。福島、水久保)「会報」第5号と11・8付大阪発行の「朝日新聞社会面」記事を配布。

11・30 「若葉町九条の会」で「戦時中のスパイ冤罪事件と今日の特定秘密保護法案」について報告(東京・立川市。福島)

12・6 参議院、特定秘密保護法を可決、成立。

12・7 幹事会(札幌) 奥井登代さん幹事に選任。

12・8 山口北大総長宛に「再回答要請書」送付。

12・8 「もうひとつの 12 月 8 日・札幌集会」(札幌・120人) 齋藤耕弁護士が「秘密保護法の危険な本質と運動の課題」を提起。

12・20 「会報」第6号(秘密保護法廃棄と「記念碑」建設など)



## ◆2014年



1.24「秘密法反対全国ネットワーク」結成記者会見(参院議員会館)



2.22 秋間美江子さんが出席して「宮澤弘幸追悼・顕彰のつどい」(東京)



5.6「秘密保護法廃棄と宮澤弘幸の名誉回復を求める市民集会」(札幌)



3.11 秋間さん毎日放送ラジオで訴える

- 1・24 「秘密法反対全国ネットワーク」結成記者会見(参議院議員会館。山野井、福島)
- 1・24 「国家安全保障局」発足(局長・谷内正太郎)
- 2・22 山口北大総長名で本会宛に「秋間美江子様への文書送付」を通知する文書を提示(井上北大大学文書館員が新宿・常圓寺に持参して、秋間さんと山野井・山本代表同席の場で提示したもの)。幹事会。
- 2・22 「宮澤弘幸追悼・顕彰のつどい」悪夢を再来させる秘密保護法を許さない(東京・140人)山野井代表が基調報告、前日帰国した秋間さんが「『がん』より国の政治の方が怖いのです」と訴える。岸井成格・毎日新聞特別編集委員が「秘密保護法の危険性と安倍政権の暴走、戸塚章介・新聞OB九条の会事務局長が「憲法九条を守り秘密保護法廃案への運動をどう構築するか」で講演。山本代

- 表が「心の会の碑」(仮称)建立運動について提起。
- 2・22 パンフ「宮澤・レーン『スパイ冤罪事件』引き裂かれた青春(登山時報所載改訂版)第1刷発行。
- 2・22 パンフ「宮澤・レーン『スパイ冤罪事件』北大のとった処置と責任―冊子『真相を知ってほしい』補訂」発行。300部。
- 3・5 「会報」第7号(秘密保護法廃棄への闘いの輪を広げようなど)
- 3・8 「川越平和集会」(埼玉。山野井)
- 3・10 持回り幹事会で北明邦雄さんを幹事に選任。
- 3・11 秋間さん、毎日放送ラジオ番組の取材をうけ、スパイ冤罪事件を訴える(毎日放送東京スタジオ。山野井、福島)
- 4・1 「防衛装備移転三原則」閣議決定
- 4・6 秘密法に反対する全国ネットワーク第1回全国交流集会(名古屋・ウィルあいち。大住、福島)
- 4・17 「会報」第8号(秘密保護法廃棄へ各

- 地で自覚的運動など)
- 4・30 北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会ホームページ開設。  
<http://miyazawa-lane.com/>
- 5・1 札幌メーデー(中央区中島公園5・6集会でビラ500枚配布(山本、奥井、根岸))
- 5・3 札幌憲法集会でチラシ500枚とパンフレット販売(北明)
- 5・6 「秘密保護法廃棄と宮澤弘幸の名誉回復を求める市民集会」(札幌・240人)秋間さんが「スパイの家族の苦しみ」を訴え。齋藤耕弁護士が「秘密保護法施行阻止から廃棄への運動」について問題提起。「心の会の碑」(仮称)建立運動を提起。拍手で承認。
- 5・7 北大当局と交渉。北大側〓三上副学長、井上大学文書館員、佐藤浩司・総務企画部総務課課長補佐。「真相を広める会」側〓秋間、山野井・山本代表、大住、奥井、刈谷、北明、寺沢各幹事、根岸、水久保事務局次長。秋間さんが宮澤弘幸のアルバムを寄贈。北大は「宮澤事件は冤罪である」ことを認め、「宮澤賞」



5.7 秋間美江子さんと「真相を広める会」が三上隆北大副学長に宮澤弘幸の遺品アルバムを贈呈して交渉



7.5、6 秘密法反対全国ネットワーク第2回全国交流集会(大阪)



9.30 山本玉樹代表、北明邦雄幹事、根岸正和次長が「心の会の碑」(仮称)建立賛同署名を北大窓口担当者に手渡す



11.7「秘密保護法の廃止を求める市民集会」(浦和)で講演する山野井孝有代表

- (仮称) 創設を提起。秋間さんと「真相を広める会」は、冤罪であることを認めた上での「宮澤賞」創設に同意。しかし謝罪と責任明確化は引き続き追及すると通告。さらに「心の会の碑」(仮称)建立に協力を要請したが北大は明言せず。幹事会。
- 5・21 「会報」第9号(「スパイの家族」の苦しみ訴える 5・6市民集会など)
- 5・28 山口北大総長宛に建碑敷地提供を要請する「要請書」送付。
- 6・1 「何が秘密かそれも秘密―『宮澤・レイン事件』DVD上映と講演」(治安維持法国賠同盟八王子支部大会、東京・八王子労政会館。福島)
- 7・1 パンフ「宮澤・レイン『スパイ冤罪事件』引き裂かれた青春」(登山時報所載改訂版)第2刷発行。
- 7・1 安倍内閣、集団的自衛権行使を閣議決定
- 7・5、6 「秘密法反対全国ネットワーク・第2回全国交流集会」(大阪。大住、福島)

- 8・ 「千葉市若葉9条の会」(山野井)
- 9・5 花伝社刊「引き裂かれた青春―戦争と国家秘密」発行。
- 9・20 治安維持法国家賠償要求同盟立川昭島支部準備会「宮澤・レイン事件」学習会(立川RISMホール。福島)
- 9・27 「川越九条の会」(埼玉。山野井)
- 9・30 「心の会の碑」(仮称)建碑敷地提供を求める「要請書」に賛同した340余人の署名を山本代表、北明幹事、根岸次長が北大窓口担当者に手渡す。
- 10・6 「負けるな北星!の会」設立、池澤夏樹さんら43人が呼びかけ(札幌市)
- 10・8 「川越原爆展実行委員会」(山野井)
- 10・30 山口北大総長名で山野井・山本両代表宛に『心の会の碑』(仮称)建立について」と題して「本年9月30日付け文書で申し入れのありました『心の会の碑』(仮称)の建立にかかる要請につきましては、応じることができませんので、ご了承願います」との文書が届く。

- 11・1 「会報」第10号(「心の会の碑」(仮称)建立賛同者350余人に・北大に全面的協力を再度申入れなど)
- 11・7 「秘密保護法の廃止を求める市民集会」―ほんとに怖い秘密保護法―あなたも逮捕されるかもしれない―山野井・代表が講演(浦和・さいたま共済会館、130人参加、主催・埼玉弁護士会、共催・日本弁護士連合会、関東弁護士会連絡会)(福島同席)。
- 11・10 山口北大総長宛に、建碑敷地提供拒否の理由を質す「再回答要請書」を送付。
- 11・30 「西岡九条の会発足10周年記念の集い」(札幌西岡福祉地区センター)山本代表が「学びの権利と平和―クラーク博士の理想を継いで」と題して講演。
- 12・3 根岸次長が佐藤総務課長補佐に電話で回答を要請、佐藤補佐は「10月30日付回答の通りで新たな回答はしない」と返答。
- 12・6 強行採決から1年、秘密保護法施行するな! 12・6大集会(日比谷公園。福島)
- 12・6〜7 「秘密法反対全国ネットワーク・





12.6「秘密法反対全国ネットワーク・第3回  
全国交流集会」



12.7「宮澤・レーン事件、秘密保護法廃止  
市民集会」



2.22「宮澤弘幸追悼・顕彰 2.22 のつどい」



2.22「北海道大学在京 OB 交流会」

第3回全国交流集会」（文京区民センター。福島、水久保）

12・7 「宮澤・レーン事件、秘密保護法廃止市民集会」安倍暴走政権はこの国をどこへ？」（北大学術交流会館。170人）山本代表が基調報告、齋藤耕弁護士が「宮澤・レーン事件から考える特定秘密保護法」について講演し問題提起、山野井代表が戦争体験を報告。幹事会。

12・10 秘密保護法施行

12・11 山口北大総長宛に『心の会の碑』（仮称）に関する交渉申入れ」を送付。

12・14 第47回総選挙。各党新議席は、自民291、民主73、維新41、公明35、共産21、その他、計475

12・12 「新聞OB九条の会 望年の夕べ」（文京区民会館）で、福島事務局長が、宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の概要を報告して「2・22のつどい」参加を要請。

12・18 「会報」第11号（安倍暴走政権はこの国をどこへ！「宮澤・レーン事件、秘密保

護法廃止市民集会」開くなど）

12・20 シンポジウム「報道の自由、学問の自由、大学の自治を考える」北星問題の根底にあるもの」（札幌市）

【2015年】

1・5 「北海道歴史教育者協議会冬の全道教育研究集会」で、宮澤事件・建碑賛同署名訴え（エルプラザ。北明）

1・13 「新聞OB九条の会幹事会」（新聞労連書記局「2・22のつどい」に参加要請（福島）、在札幌幹事懇談（エルプラザ。5人）

1・31 「集团的自衛権の閣議決定に反対する北海道の大学・高専関係者有志アピールの会 第2回講演会」で宮澤事件・建碑賛同署名訴え（北大、約100人。北明）

2・17 J C J 緊急講演会「慰安婦報道、ねつ造ではない」（文京区民センター、福島）

2・22 「戦争への道」許さず、秘密保護法廃止を！「宮澤弘幸追悼・顕彰2・22のつどい」（新宿・常圓寺ホール）95人参加。清水雅彦・日本体育大学教授が「秘密保護法が与える市民生活の影響―あくまでも廃止を求めて」をテーマに講演。

2・22 北海道大学在京OB交流会（東京・新宿ニューシティホテル。山本、山野井、北明、奥井）

2・23 幹事会（東京・千代田区ひまわり館）「活動総括」など決定。

3・5 山口佳三・北大総長宛に「心の会の碑」（仮称）建立に関する「再々申入書」を速達・親展で郵送。コピーを三上副学長、佐藤総務課長補佐に普通郵便で郵送。

3・5 建碑呼びかけ人6氏に福島事務局長名で「呼びかけ人会議 開催の要請手紙を郵送。

3・8 国際女性デー・函館地区集会講演会（函館市・亀田福祉センター）神田健策・弘前大学名誉教授が「レーン・宮澤事件と特定秘密保護法」戦争に引き裂かれた北大生の家族」



3.24 労山「登山者サロン」で講演する  
山野井孝有代表(東京)



「北大生の皆さん、全国の皆さん」へ  
「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」の  
真相を訴えるリーフレット



4.8 北海道大学入学式で新入生にリーフレットを配布した山本玉樹代表(左)と幹事、会員のみなさん



5.9「憲法記念日を祝う集い」(川越市)で  
講演する山野井孝有代表

- と題して講演。
- 3・17 「会報」第12号(「戦争への道」許さず、秘密保護法廃止を！ 宮澤弘幸追悼・顕彰2・22のつどいなど)
- 3・22 福島事務局長から佐藤総務課長補佐宛に、3月5日付「再々申入書」に対する回答要請のメール送信。
- 3・24 労山「登山者サロン」で山野井代表が「平和憲法があぶないー私の戦争体験」宮澤・レーン冤罪事件にもふれて」講演。28人参加。建碑賛同呼びかけに12人が賛同署名(福島)
- 3・26 佐藤総務課長補佐に、電話で「再々申入書」への回答を求める。「昨年10月30日付文書回答と変わらない」と回答。
- 3・31 北大入学式へ向け、リーフレット「北大生の皆さんへ」作成。
- 4・4 「北海道の大学・高専関係者有志の会」主催集会で、建碑賛同呼びかけ(山本、奥井)
- 4・8 北大入学式で新入生にリーフレット配布(山本、北明、奥井登、奥井、河道)
- 4・13 北大関係者(工学部教員、組合、科学者会議等)と今後の運動について意見交換(山本、根岸、刈谷、奥井、北明)
- 4・15 北大生協へ、書籍販売、リーフレット設置、賛同署名、学習会等の取組みについて要請(北明、奥井)
- 4・20 山口北大総長宛に山野井・山本代表名で、建碑敷地提供への回答申入書を送付。
- 4・21 吉田年克・新総務課長補佐に福島事務局長名で窓口確認文書を送付。
- 5・1 「第86回メーデー北海道集会」に横断幕を掲げて参加(中島公園自由広場、3000人。山本、奥井、北明、会員多数)
- 5・3 「ビーアンビジャス9条の会・北海道第3回例会」で宮澤事件・建碑賛同署名訴え(高校教職員センター、50余人。北明)
- 5・5 自衛隊違憲判決(1973・9・7)を勝ち取った闘いの地長沼町で北海道平和委員会等主催の「長沼馬追山登山・交流会」で宮澤事件・建碑賛同署名訴え(30数人、山本、奥井、北明)
- 5・9 「憲法記念日を祝う集い」宮澤・レーン・スパイ冤罪事件を知っていますか？ー特定秘密保護法の問題点を考える」で山野井代表が講演(川越・クラッセ。福島)
- 5・14 安倍内閣「戦争法案」を閣議決定
- 5・15 在札幌幹事懇談(エルプラザ。5人)
- 5・16 「札幌地区カトリック正義と平和委員会主催中野晃一氏講演会」で宮澤事件・建碑賛同署名訴え、パンフ販売(カトリック北一条教会。奥井)
- 5・25 「会報」第13号(9条は人類の宝・日本国民の誇り 許すな壊憲・「戦争法案」)
- 6・2 「キリスト者平和の会主催戦後70年集会」で宮澤事件・建碑賛同署名訴え(北海道クリスチャンセンター、約40人。山本、根岸、北明)
- 6・4 衆院憲法審査会で自民党推薦の長谷部恭男早大大学院教授含む3人の憲法学者が法案を「憲法9条違反」と指摘。
- 6・16〜30 フォスコ・マラーニ二展(イタリア文化会館。福島、寺沢)





8.6「秘密保護法廃止、12.6 忘れない6日行動」に「真相広める会」の幟を掲げる



8.29「戦争と平和を考える講演会」(札幌)



8.30「戦争法案廃案！安倍政権退陣！国会 10 万人・全国 100 万人行動」。北大在京 OB、新聞 OB 九条の会のメンバーと参加 (東京)

- 6・17 「札幌中心街職場 9 条の会主催 外岡秀俊氏 (建碑賛同者) 講演会」で宮澤事件・建碑賛同署名訴え (奥井)
- 7・4 山口北大総長宛に山野井・山本代表名で、「『北海道大学宮澤記念賞』についての意見」送付。
- 7・16 「戦争法案」衆議院通過、参議院へ
- 7・17 吉田総務課長補佐に福島事務局長名で、宮澤賞について会員に報告するために①授賞式の内容②授賞学生 10 人の氏名などを知らせて欲しいと FAX。
- 7・23 「市民による『敗戦 70 年談話』を創る実行委員会主催 西山太吉氏講演会」で宮澤事件・建碑賛同署名訴え (エルプラザ・奥井)
- 7・25 「医療 9 条の会北海道主催 伊勢崎賢治氏講演会」で宮澤事件・建碑賛同署名訴え (奥井)
- 7・26 「とめよう！戦争法、集まろう！国会へ！ 7・26 国会包囲行動」 (福島)
- 7・30 「真相を広める会」の幟完成。札幌、東京で各 2 枚保管。
- 8・2 北海道大学教員有志が「安全保障関連法案の廃案を求めます」の声明発表。声明文中に「私達の先達が不当に逮捕・監禁されました。その中に北海道大学の宮澤弘幸 (工学部学生)、ハロルドとポーリン・レーン夫妻 (英語教師) がいたことを、私たちは痛みをもつて思い起こします」
- 8・6 「秘密保護法廃止、8・6『12・6 忘れない 6 日行動』 (衆議院第二議員会館前)。福島事務局長が「真相を広める会」の幟を初めて掲げて、事件の概要を訴える。
- 8・7 レーン夫妻墓参 (札幌・円山墓地。山本、刈谷、奥井、北明)
- 8・8 「札幌市琴似・山の手 9 条の会主催 戦争法反対小森陽一氏講演会」で宮澤事件・建碑賛同署名訴え (西区区民センター、約 150 人。北明)
- 8・25 「日本ジャーナリスト会議 (JCCJ) 北海道支部主催 青木美希氏講演会」で宮澤事件・建碑賛同署名訴え (奥井)
- 9・19 参議院本会議、戦争法を可決。成立
- 8・29 「戦争と平和を考える講演会『この美しい地球を何時までも』平和・九十余歳の巨木画家の訴え、再び許すまい『ある北大生の受難』 (北大遠友学舎クラーク講座・主催、北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会・協賛、北大学術交流会館) 山本代表が一繰り返すな 宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」と題して講演。(山野井、刈谷、根岸、福島、奥井、北明)
- 8・30 「戦争法案廃案！安倍政権退陣！国会 10 万人・全国 100 万人行動」。東京・日比谷公園会場で北大 OB、新聞 OB のみなさんと交流 (山野井、福島、会員多数)
- 8・31 幹事・橋本修二さん死去。
- 9・1 在札幌幹事懇談 (エルプラザ。5 人)
- 9・5 「戦争法案を許すな」講演会 (京都府勤労者山岳会、京都登山者 9 条の会・共催、京都府中小企業会館) で、山野井代表が「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件から考える」と題して講演。



9.19 安保法案廃棄パレード「私たちは戦わない」(札幌)



12.6「特定秘密保護法廃止！安保体制＝戦争法廃止！宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の再来を許さない道民の集い」(北大学術交流会館)



2.22 宮澤弘幸七十回忌墓参。北大OBら約30人が墓前に花を手向けた



3.29 戦争法施行抗議国会包囲総行動

- 9・19 「戦争をさせない北海道総がかり行動実行委員会主催の戦争法認めない抗議パレード」に真相を広める会幟と横断幕を持つて参加(山本、奥井、北明、会員多数)この前後にも戦争法反対集会・パレードにも参加。
- 10・1 防衛装備庁発足
- 10・22 在札幌幹事懇談(エルプラザ、5人)
- 10・23 吉田総務課長補佐宛てに福島事務局長名で、建碑賛同署名が1000人を超えているので、手渡した上で敷地提供を要請するため、11月10日までに三上副学長との面会設定を要請するFAXを送付。
- 11・5 在札幌幹事懇談(エルプラザ、9人)
- 11・7 福島事務局長が吉田総務課長補佐宛てに、10・23要請への回答を電話で求めたところ、三上副学長との面会には「応じられない」、同氏も了解の上でのことかとの問いには「答えられない」と一方的に電話を切る。
- 11・22 「日本科学者会議北海道支部主催講演会」で山本代表が「宮澤・レーン事件が現在に問うているもの」と題して講演(北大農

## 【2016年】

- 1・12 「心の会の碑」(仮称)建碑敷地提供を求める「要請書」に賛同した1159人の学部。北明)
- 11・30 北大構内で12・6集会チラシとリーフレット配布(奥井、北明、北大職員)
- 12・5 幹事会(札幌)。今後の活動方針等を決定。「真相を広める会」の旗を高く掲げ、秘密保護法、戦争法廃止へ向け、手弁当を旨とした活動方針を「心の会の碑」については現状を踏まえ、建定期成会の立ち上げを断念したうえで、今後を見守る。
- 12・6 「特定秘密保護法廃止！安保法制＝戦争法廃止！宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の再来を許さない道民の集い」(北大学術交流会館。120人)。荻野富士夫・小樽商科大学教授が「戦時下の言論・思想弾圧―宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の背景を考える」と題して講演。

- 署名を再度の要請書に添付して、山本代表、根岸事務局次長、北明幹事が北大窓口担当者に手渡す。
- 1・30 治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟世田谷支部学習会で「弾圧が戦争を先導する―宮澤・レーン・スパイ冤罪事件と秘密保護法・戦争法」学習会。福島事務局長が講演。
- 2・22 宮澤弘幸七十回忌の墓参。正午から午後4時まで事務局が東京・新宿の菩提寺「常圓寺」境内で案内に立ち、三々五々、三十人余が参加。北大OB・OG有志が別会場で「戦争法・秘密保護法廃止を―宮澤・レーン事件を忘れない―宮澤弘幸の命日につどう北大OB・OGのつどい」を開く。「真相を広める会」からも山本代表ら6人が参加。
- 3・19 「戦争法廃止・安倍政権の暴走許さない！日比谷集会」(東京・日比谷野外音楽堂)に「真相を広める会」の幟を持つて参加(伊藤、福島、水久保)
- 3・26 「原発のない未来へ！つながろう福島！守ろういのち！全国大集会」(東京・代々





5.1「第87回メーデー」札幌（上）と東京（下）でリーフレット「スパイ冤罪を二度と許すな！戦争法廃止！」を1100枚宣伝。



5.3「憲法集会」（東京臨海広域防災公園＝有明）



6.5「戦争法廃止！安倍内閣退陣！6.5総がかり行動」

- 木公園）「真相を広める会」の幟を持って参加（福島、水久保）
- 3・29 戦争法施行抗議国会議事堂包囲大集会に37000人（水久保）
- 3・30 「会報号外①」発行（諸集会など参加状況の写真主体の報告）
- 4・6 リーフレット『宮澤・レーン「スパイ冤罪事件」二度と許すまじ！秘密保護法・戦争法は廃止せよ！』発行。幟と合わせ、集会参加の折に手渡しするために。
- 4・22 植村訴訟札幌地裁初公判（山本、根岸傍聴参加）
- 4・24 治安維持法犠牲者国賠同盟立川・昭島支部学習会（立川）で、福島事務局長が宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の真相を訴える。
- 5・1 第87回メーデー。札幌と東京でリーフレット「スパイ冤罪二度と許すな・戦争法廃止」1100枚を配布して宣伝（札幌＝根岸、東京＝水久保、福島）
- 5・3 憲法集会（東京臨海広域防災公園＝有明、水久保、福島、北大OB）

- 5・8 「会報号外②」発行（第87回メーデー、リーフ1100枚配布）
- 6・5 「戦争法廃止！安倍内閣退陣！6・5総がかり行動」（国会周辺。水久保、福島、北大OB）
- 6・7 「会報号外③」発行（戦争法廃止！安倍内閣退陣―6・5総がかり行動、4万人が参加）
- 6・25 「会報号外④」発行（沖縄、怒りを結集した6・19大集会水久保レポート）
- 7・11 第24回参院選。各党新議席は、自民121、公明25、民進49、共産14、おおさか維新12、日本の心3、社民2、その他15
- 7・16 「戦後70年の曲がり角で―レーン夫妻を語る―（札幌＝「宮澤・レーン事件を考える会」「日本基督教団札幌北教会」共催）山本、北明、奥井、水久保参加。
- 7・22 福島事務局長が「今後の活動体制」について成案を取りまとめ、全幹事会メンバーに提起。提案受け持回り幹事会。

- 7・28 「新聞OB九条の会 講演と納涼の夕べ」（東京・文京区民センター）に、福島ほか参加。スパイ冤罪事件を訴え。
- 8・1 植村訴訟で、原告・植村隆さんらが本会事務局を訪れ支援要請。山野井、福島、水久保が応接。
- 8・3 植村訴訟第6回口頭弁論（東京地裁）山野井、福島、水久保が傍聴。
- 8・6 事務局長提案を持回り幹事会で原案通り決定。
- 8・6 「会報号外⑤」発行（植村訴訟第6回口頭弁論＝東京地裁ほか）
- 8・15 「会報号外⑥」発行（本会・今後の活動体制ほか）

# 六、新聞・NHK・団体機関紙誌等の報道目録

2012年秋、秋間美江子さんが兄・宮澤弘幸のアルバムを北海道大学に贈って以来、北海道新聞、朝日新聞、毎日新聞、東京新聞はじめ各紙と民主団体機関紙誌、TVではNHKが、宮澤・レーン・スパイ冤罪事件とその真相を広める活動について報道した。

とりわけ安倍政権が秘密法・戦争法の動きを強めてからは、その危険性を暴露する事例としてスパイ冤罪事件関連の報道を重ねている。

戦争を知らない世代の記者たちが、こうした冤罪事件があつたことを知り、関心を強くして報道にあたつたことに感謝するとともに、激励したい。その意味を込め、一連の報道の目録をまとめておく。

## ◆2012年

- 10・24 NHK北海道ニュースⅡ「秋間美江子さん北大訪問へ」
- 10・25 北海道、朝日、毎日各紙北海道版Ⅱ秋間美江子さんの北大へのアルバム寄贈と名誉回復申し入れを報道
- 11・2 NHK「おはよう日本」Ⅱ「宮澤・レーン事件 北大生・失われた青春」
- 11・26 十勝毎日新聞「かちまい論題」Ⅱ「宮澤・レーン事件」（坂本和昭）
- 12・21 『新聞OB』Ⅱ「秘密保護法阻止ス

パイ冤罪事件 宮澤弘幸さんの名誉回復を」（福島清）

12・30 ほっかい新報Ⅱ「秘密保全法の阻止は急務―北大生宮澤弘幸さんスパイ冤罪事件を考える」

## ◆2013年

- 1・6 ほっかい新報Ⅱ「秘密保全法の阻止は急務―北大生宮澤弘幸さんスパイ冤罪事件を考える」
- 1・13 毎日新聞北海道版Ⅱ「北大レーン・宮澤事件 広がる再検証の動き」（伊藤直孝記者）
- 1・15 月刊『不屈』（治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟北海道版）Ⅱ「宮澤弘幸さんのスパイ冤罪事件を訴える12・8札幌で集会」
- 1・29 NHK「北海道ネットワークニュース845」Ⅱ「宮澤・レーン事件で名誉回復を」
- 1・30 朝日新聞北海道版Ⅱ「レーン・宮澤事件 名誉回復へ市民団体 北大生の退学撤回要求」（植村隆記者）
- 1・30 北海道新聞Ⅱ「早期の名誉回復誓う―レーン・宮澤事件 団体が設立集会」
- 2・2 しんぶん赤旗北海道版Ⅱ「旅行話でスパイ冤罪 懲役15年 真相広める会札幌市で設立」
- 2・7 十勝毎日新聞Ⅱ「宮澤さんの名誉回復を

―スパイ疑惑事件、真相広める会集会」

- 2・15 月刊『不屈』付録Ⅱ「軍機保護法で懲役15年の極刑 全くの冤罪 宮澤弘幸さん27歳で落命」（宮田汎）
- 2・20 しんぶん赤旗東京版Ⅱ「戦前の北大生スパイ冤罪事件、23日に集会開催」
- 2・22 北海道新聞「まど」Ⅱ「スパイの汚名」（井上雄一記者）
- 2・24 北海道新聞Ⅱ「退学撤回 名誉回復を―宮澤弘幸さん事件『真相を広める会』北大に26日要請」
- 2・24 しんぶん赤旗Ⅱ「秘密保全法許さない―北大生スパイ冤罪事件で集会」
- 2・26 十勝毎日新聞Ⅱ「退学処分撤回申し入れ確認―宮澤弘幸さん追悼の集い」
- 2・27 北海道新聞Ⅱ「退学撤回 北大に要請―スパイ冤罪 故宮澤さん支援者」
- 2・27 毎日新聞北海道版Ⅱ「レーン・宮澤事件 名誉回復と謝罪を―支援団体、北大に申し入れ書」（伊藤直孝記者）
- 3・1 『週刊金曜日』Ⅱ「宮澤・レーン事件の真相広める会、北大に申し入れ書」（片岡伸行記者）
- 3・1 山岳雑誌『岳人』Ⅱ「冤罪に倒れた岳人、宮澤弘幸」（寺沢玲子）
- 3・15 『新聞OB九条の会ニュース』Ⅱ「宮

澤弘幸『スパイ冤罪事件』真相を広める会が発足 パンフレット発行、ぜひ読んでほしい」(福島清)

3・31 『東京フレンド』第28号「北大のレーンさんを知っていますか？」

4・6 毎日新聞東京版「戦中スパイ疑獄」レーン・宮澤事件」『秘密保全』危険性知って―弁護士ら名誉回復へ活動」(東海林智・伊藤直孝記者)

4・18 毎日新聞北海道版「レーン・宮澤事件 北大生の『退学願』発見―副学長、遺族に報告へ」(伊藤直孝記者)

4・19 北海道新聞「冤罪・レーン・宮澤事件―退学願あった―北大、遺族に連絡」

5・1 『極秘通信』(秘密保全法に反対する愛知の会ニュース)「『軍機漏えい』のでっち上げ―宮澤・レーン事件を忘れるな」

6・1 毎日新聞北海道版「北大復学願は『兄の字』―スパイ冤罪事件、米在住の妹話す」

6・26 北海道新聞「レーン・宮澤事件、きょう活動報告会」

6・26 毎日新聞北海道版「スパイ冤罪、北大が報告書作成へ、復学願など新事実踏まえ」(伊藤直孝記者)

6・27 北海道新聞「北大の責任明確化をレーン・宮澤事件、市民団体が報告」

6・27 毎日新聞北海道版「冤罪防止を図る北大と一致 レーン・宮澤事件集会で幹事側報告」(伊藤直孝記者)

9・16 しんぶん赤旗1面「潮流」宮澤弘幸



11月8日 朝日新聞・大阪本社版

### スパイ冤罪事件を紹介

9・25 平和新聞「秘密保護法、軍機保護法 再来許さない」山野井孝有代表インタビュー

10・12 朝日新聞北海道版「秘密保護法危険性知って 阻止訴え札幌で明日集会」

10・13 しんぶん赤旗「秘密保護法案、戦前の軍機保護法と同じ 学生を『スパイ扱い』 懲役15年」(古荘智子記者)

10・12 朝日新聞「秘密保護法危険知って 阻止訴え 札幌で明日集会」

10・14 朝日新聞北海道版「秘密保護法阻止訴え集会 報道機関萎縮に懸念の声」

10・14 北海道新聞「秘密保護法に危機感 札幌でシンポ 市民が論議」(水野薫記者)

10・14 東京新聞「こちら特報部」「スパイぬれぎぬ宮澤事件 軍機保護法、秘密保護法と酷似 第三者検証仕組みなく、悲劇教訓に再来許すな」(出田阿生記者)

10・21 毎日新聞家庭欄「女の気持ち」「アメリカの少女」(葉山町の高村叔子さん88歳が、レーン夫妻の娘キヤサリン・レーンとドロシー・レーンの思い出を書く)

10・31 毎日新聞北海道版「秘密保護法案、道内でも批判広がる 知る権利を制限 国会審議控え弁護士らビラ配布」(伊藤直孝記者)

11・8 朝日新聞大阪版・東京版「軍機保護法 戦前からの警鐘 1941年逮捕された兄、スパイの汚名させられ、当時の国会も懸念したが、国『危険な運用しない』 結局増えた摘発」(佐藤達弥記者)

11・15 しんぶん赤旗「戦前の宮澤・レーン事件 旅先の見聞話した学生を逮捕・投獄 スパイ汚名苦しむ家族 秘密保護法案は軍機保護法の再来」(山本長春記者)

11・18 毎日新聞「72年前秘密情報漏えいレーン・宮沢事件 過ち繰り返さないで、元北大生の妹、法案危惧」(伊藤直孝記者)

11・20 毎日新聞投書欄「『スパイの親』悲劇繰り返すな 無職・山野井孝有81(千葉市若葉区)」

11・23 北海道新聞「『レーン・宮沢事件』時を超え警鐘 27日緊急デモ、来月反対集会 真実葬られる 宮沢さん妹・秋間さん」

11・28 北海道新聞「レーン・宮沢事件 機





12月10日 毎日新聞

- 密の根室飛行場、逮捕前から絵はがきに 拡大運用の典型例」（丸山格史記者）
- 11・29 毎日新聞北海道版Ⅱ「レーン・宮沢事件 町の要覧などに根室飛行場、周知の事実を『軍機』（本間浩昭・伊藤直孝記者）」
- 12・2 北海道新聞「卓上四季」Ⅱ「その朝、札幌は雪だった。……玄関を出たところで青年と米人夫妻は拘束される。……」
- 12・5 東京新聞「こちら特報部」Ⅱ「太平洋戦争中レーン・宮沢事件 『機密』とされた飛行場、事件7年前絵はがきに 『当局のさじ加減次第』秘密法案でも懸念」
- 12・8 朝日新聞「天声人語」Ⅱ「レーン・宮沢事件」を紹介
- 12・9 北海道新聞夕刊Ⅱ「レーン・宮沢事件 繰り返すな 北大で『語り継ぐ会』 秘密保護法案に抗議声明」
- 12・10 毎日新聞北海道版Ⅱ「『レーン・宮沢事件』から72年 秘密保護法の危険性訴え、北大で初、語り継ぐ集会」（伊藤直孝記者）
- 12・12 北海道新聞「今日の話題」Ⅱ「遺伝

的継承」と題して秘密保護法成立を批判

- 12・15 毎日新聞北海道版「ニュース再訪」Ⅱ「北大スパイ冤罪事件・英語教師レーンさん、熱意の教育実践、人間の内なる光信じ」（伊藤直孝記者）
- 12・15 毎日新聞Ⅱ「再来日、『反米』の逆風」
- 「戦後、北大に復帰、学生が反対」（伊藤直孝記者）
- 12・17 北海道新聞「いずみ」Ⅱ「息子の遺言」と題し、19歳で交通事故死した長男が「平和のために立ち上がれ」と書いていたことにふれ、宮澤弘幸の母の「スパイの家族」の苦しみを思っって書いた投稿（奥井登代・66歳、ギャラリイ主宰）
- 12・21 北海道新聞「私は思う―秘密保護法」Ⅱ棟徹夫・北見工大名誉教授が「レーン・宮沢事件のような悲劇を繰り返すな」
- 12・29 しんぶん赤旗日曜版「発言・秘密保護法」Ⅱ「暗黒時代の再来危惧 旅行見聞さへも罰した戦前」（山本玉樹）
- ◆2014年
- 2・10 『メディアウオッチ』第440号Ⅱ「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の悪夢」（福島清）
- 2・17 しんぶん赤旗Ⅱ「若い世代を会員に―勤労者山岳連盟が総会」（山野井孝有が「戦時には登山も迫害された。平和だから登山ができるが、いまは軍国主義の時代に急速に近づいていると感じている」と訴え）



2月23日 東京新聞

- 2・20 室蘭民報夕刊Ⅱ「悲劇繰り返さないで―戦時中の北大生スパイ嫌疑事件 22日に東京で追悼の集会」（共同通信配信）
- 2・21 朝日新聞北海道版Ⅱ「スパイ冤罪の真相知って 北大生だった故宮沢さんの名誉回復を 東京で命日の明日、事件の構図描いたパンフ配布」（植村隆記者）
- 2・22 毎日新聞Ⅱ「元北大生の妹来日、レーン・宮沢事件 秘密保護法を危惧」（青島顕記者）
- 2・23 朝日新聞Ⅱ「スパイ冤罪家族 秘密法の廃止訴え」（佐藤達弥記者）
- 2・23 しんぶん赤旗Ⅱ「スパイ冤罪繰り返さぬ、秘密法廃止を、宮沢・レーン事件北大生の命日に集い」
- 2・23 東京新聞Ⅱ「北大生スパイ嫌疑事件追悼集会 『軍機』の悪夢許さない、懲役刑の宮沢さんの妹『どこにいても黒い影』」
- 3・5 山形新聞Ⅱ「国賊」の汚名 遺族、

あんな時代が再び来てはいけない、法廃止訴える」(共同通信配信)

2・25 東京新聞「『宮沢・レーン事件遺族』秘密法は危険」訴え 人間関係の破壊 何より怖い」(出田阿生記者)

3・18、19、20、21 北海道新聞「秘密法を考える 第2部『冤罪』」連載①「スパイの家族」に耐え②機密の範囲をより拡大③闘い抜いた精神後世へ④時を超えて危機感共有

3・17 『メディアアウツチ』「北大生冤罪事件と秘密保護法の危険性」(池田龍夫)

3・20 『世界へ未来へ』9条連ニュース「『スパイ冤罪事件(レーン・宮澤事件)』を知っていますか、悪夢を再来させる秘密保護法を許さない」(関千枝子)

3・31 毎日放送「ラジオ報道特別番組」「秘密今 明らかに ある大学生の死」

4・30 『治安維持法と現代』「『宮澤・レーン・スパイ冤罪事件』真相糾明は秘密保護法への警鐘」(福島清)

5・3 北海道新聞「『レーン・宮澤事件』市民団体が6日集会」

5・5 朝日新聞「『スパイ冤罪事件』から73年、北大『宮沢賞』創設へ、名誉回復へ遺族側に打診」(日比野容子記者)

5・8 毎日新聞北海道版「『レーン・宮澤事件、北大が宮沢賞創設、遺族と面会』『冤罪』と明言」(久野華代記者)

5・8 朝日新聞「『スパイ冤罪・拷問・服役』：兄は27歳で死んだ、『悲しい思いもう二度



6月15日 毎日新聞「ストーリー」

と」宮沢さんの妹、北大で講演」(日比野容子記者)「宮沢賞創設 遺族了承、北大、記念碑は結論出さず」(上山浩也記者)

5・8 北海道新聞「北大『宮沢賞』を創設、遺族同意『冤罪証明できた』」

5・8 しんぶん赤旗「『スパイ冤罪』『宮沢・レーン事件』被害者遺族が証言 札幌で集い『秘密法廃棄を』」

5・11 北海道新聞「社説」「『レーン・宮澤事件、検証し語り継がねば』」

5・15 月刊『不屈』第479号「『がん

より国の政治の方が怖いです 秋間美江子」

5・18 ほっかい新報「『宮澤・レーン事件は冤罪と北大認める 暗黒社会回復を許さない』」

5・25 北海道新聞「はなし抄」「『レーン・宮沢事件』遺族 秋間美江子さん、罪無き人が捕らわれる世の中にしてはならない」

6・15 毎日新聞「ストーリー」「『スパイ』の呪縛70年—兄は特高にとらわれた」(青島顕記者)

7・15 NHK「地方発ドキュメンタリー」「『兄はスパイじゃない—北大生の妹73年の苦闘』」

9・15 日中友好新聞「本の紹介」「『宮澤・レーン『スパイ冤罪事件、引き裂かれた青春』(山野井孝有著)』」

9・16 しんぶん赤旗「潮流」「宮澤弘幸スパイ冤罪事件を紹介して安倍内閣の秘密保護法提出に警鐘」

9・18 北海道新聞「『秘密法制 成立した途端独り歩き』レーン・宮沢事件 警鐘の一冊に、市民団体が出版」

10・8 東京新聞「こちら特報部」「『戦中の軍機保護法に酷似』と宮澤・レーン事件を紹介

10・26 しんぶん赤旗読書欄「『引き裂かれた青春—戦争と国家秘密』 残酷な事件から秘密法への警鐘」(評者 荻野富士夫・小樽商科大学教授)

10・31 『治安維持法と現代』第28号「『宮澤・レーン・スパイ冤罪事件』北海道大学の



7月15日 NHK全国放映

対応と責任明確化」(福島清)

11・9 朝日新聞書評欄Ⅱ『引き裂かれた青春』北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会編

11・12 朝日新聞Ⅱ「レーン・宮沢事件、北大、記念碑建立拒む、名誉回復図るも：理由示さず」(日比野容子記者)

12・1 『法と民主主義』(日本民主法律家協会)第494号Ⅱ『宮澤・レーン冤罪事件』の再来を許さない―9条の輝く日本を創ろう! (山本玉樹)―

12・7 しんぶん赤旗「本たて」Ⅱ『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』紹介

12・8 朝日新聞北海道版Ⅱ「レーン・宮沢事

件 繰り返すな 北大で市民団体、特定秘密法に警鐘」

12・8 北海道新聞Ⅱ「秘密法廃止訴え北大で市民集会 レーン・宮沢事件」

12・8 毎日新聞Ⅱ「73年前北大生にスパイ容疑 逮捕の月に秘密保護法施行 届かぬ思い 妹苦悩 札幌で集会」(青島頭記者)

12・8 朝日新聞「天声人語」Ⅱ「今から思えば、その明暗に驚く。開戦の日、北海道帝大性が軍事機密を漏らしたとしてスパイの濡れ衣を着せられた。旅の見聞を知人に話しただけだった。学生は獄中で病み、27歳で死去。後に「レーン・宮沢事件」と呼ばれ、当局による秘密独占の危うさをまざまざと物語る」

12・8 しんぶん赤旗「主張」Ⅱ「開戦73年の決意 平和貫き『戦争する国』許さず」で「宮沢・レーン事件」を紹介

12・7 しんぶん赤旗日曜版「本立て」Ⅱ『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会編

12・7 しんぶん赤旗日曜版「本立て」Ⅱ『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会編

## ◆2015年

2・23 しんぶん赤旗Ⅱ「秘密保護法へ集会 スパイ冤罪事件 北大生の命日」

2・24 毎日新聞Ⅱ「元北大生宮澤さん命日 特定秘密法を考える 新宿・講演に1000人参加」(青島頭記者)

2・26 しんぶん赤旗Ⅱ「戦争反対運動進めよう 共産党登山者後援会が講演会」

5・1 『千葉市革新懇だより』Ⅱ「山野井孝有に聞く」

5・8 NHK「札幌ニュース」Ⅱ「北大の宮澤賞 10人受賞」

6・15 月刊『不屈』第480号付録Ⅱ「宮澤・レーン事件を学ぶ 第22回八王子支部大会」8月『えるむ』(北大学生委員会発行)Ⅱ「平成27年度北海道大学宮澤記念賞の授与式が6月26日に行われた」

12・1 北海道新聞Ⅱ「秘密保護法あきらめない 完全施行『民主主義揺るがす』で宮澤・レーン事件を紹介

12・9 毎日新聞北海道版Ⅱ『宮澤・レーン事件』と現代の共通点指摘 札幌で考える集い」(千々部一好記者)

## ◆2016年

2・24 しんぶん赤旗Ⅱ「戦前の北大生事件で集い“えん罪犠牲忘れぬ”」



# 花伝社刊『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』索引

## <宮澤弘幸の言動にかかる事項>

生まれと育ち 70  
 網走の冬 107 108 123  
 生命への意欲 16 119  
 戦車習ふ 74  
 大陸一貫鉄道論 73  
 南京虐殺 141  
 マライニーと再会 116 117 140  
 満州を巡って 73  
 北方民族と 190  
 信義と愛と 20 40  
 拷問・虐待 47  
 裁判 60

## <冤罪被害者と家族（宮澤弘幸は頻出につき除く）>

レーン（ハロルド） 10 20 23 24 25 31 33 35 38 39 40 41 45 46 52 53 55  
 56 75 76 78 93 97 110 112 120 121 122 151 152 168 191 199 200  
 204 233 237 238 239 240 241 242 243 245 246 248 249 251 252 253  
 255 257 258  
 レーン（ポーリン） 10 23 33 38 41 52 55 56 76 78 91 92 97 109 110 114  
 120 121 122 152 168 181 204 213 217 218 234 237 238 239 240 242  
 243 245 248 249 255 257  
 ポーリン・ローランド・システア・レーン 76  
 レーン（ゴードン） 152  
 レーン夫妻 10 16 17 20 21 24 25 29 30 31 32 34 36 38 40 41 48 50  
 53 58 71 75 77 78 79 80 85 91 92 93 94 95 97 109 110 111 112  
 113 114 120 137 138 140 141 145 148 151 154 168 169 191 208 213  
 218 219 221 223 233 235 239 240 241 243 245 246 247 248 249 252  
 渡邊勝平 11 29 32 41 42 43 44 52 56 57 90 91 92 213 216 217 218  
 219 220 234 235 238 239 244 245 246 247 248 250 251 252 253 259  
 丸山護 11 29 32 41 42 44 52 56 90 91 148 216 217 218 220 221 234  
 235 238 239 247 248 259  
 黒岩喜久雄 11 22 29 33 41 43 44 50 52 56 85 90 92 93 94 95 185 221  
 223 234 235 238 239 249 250 251 253  
 石上茂子（シゲ） 11 29 41 90 93 95 96 148 223  
 大槻ユキ 11 96  
 ダニエル・ブルック・マッキンノン 11 96 112 113  
 イーチェンヌ・ラポルド 11 96 97 148  
 内田ヒデ 77 78  
 冤罪の被害者 10 11  
 ジョージ・ミラー・ローランド 76  
 バージニア 35  
 アール・マイナー 35  
 マジオリ・レーン（マジョリー） 39  
 ヘンリー（ハロルドの父） 76 113 152  
 ヘレン・グッドリッジ 76

ウイリアム・モリス・システア 76  
 ドロシー 113  
 キャサリン 113  
 宮澤雄也 69 70 78 118 119 120 123 125 126  
 宮澤 晃 69 70 118 119 123 125 131  
 宮澤とく 69 70 105 115 120 122 123 124 125 126 127 128 129 133 136  
 140 141  
 昭子 125  
 秋間美江子（宮澤美江子） 15 16 19 20 47 69 70 103 115 120 123 124 125  
 126 127 128 130 131 135 139 161 260 262 263  
 秋間 浩 70 124 127 128 129 130 140  
 渡邊ジュン 213  
 渡邊孝彦 213  
 徳田鐵三 213

# <その他の人物（50音順）>

安倍晋三 7 8 155 156 160  
 石戸谷滋 119  
 石原莞爾 73  
 一宮房治郎 203  
 逸見勝亮 260  
 伊藤宗一郎 128  
 犬養 毅 78  
 井上高聡 88  
 今村美代子 114  
 今村勝弘 114  
 五十嵐 124  
 岩倉具視 99  
 上田誠吉 6 9 22 26 44 48 60 79 90 92 94 102 112 129 135 136 140  
 161 190 231 259 260 262  
 内村鑑三 97 100 101  
 宇都宮勤 90 91  
 宇都宮仙太郎 91  
 植村直巳 130  
 エマーソン 99  
 遠藤 毅 192  
 H・B・ストウ 99  
 大内兵衛 150  
 大條正義 34 35 37 75  
 大山文雄 189  
 太黒マチルド 33 34 38 97  
 大谷尊由 226  
 尾崎秀実 58  
 荻野富士夫 20 23 31 149 150  
 小澤保知 75  
 織田 萬 62  
 小淵恵三 130  
 加藤久米四郎 62 203  
 加藤弘幸 98  
 刈谷純一 33

菊地武直夫 221  
 岸 信介 156  
 W・S・クラーク 69 79 98 99 100 101  
 黒田清隆 100 101  
 黒田しづ 136  
 黒田彦三 136  
 郷路征記 37  
 児玉作左衛門 32  
 小寺アキ 103  
 小林少佐 192  
 近藤敬幸 28  
 近衛文麿 227  
 今 裕 80  
 齋藤隆夫 153  
 齋藤忠雄 48  
 笹沼孝蔵 94  
 佐瀬介治 91  
 佐藤恭介 264  
 佐藤賢了 150  
 佐藤藤佐 62 177  
 サラ・クララ・スミス 255  
 志賀直哉 105  
 シュミット 24 254  
 杉野目晴定 121  
 杉山 元 64 143 226 229 252  
 鈴木限三 97  
 菅原二郎 44  
 瀬古利彦 155  
 高橋勝好 44  
 高橋マサ 18 36 40 52 133 134 151  
 高橋あや子 18 20 21 40 75 102 103 132 133 134 135  
 高橋照子 103 135  
 ダーヒンニュニ・ゲンダース（北川源太郎） 190  
 瀧澤義郎 17 32 34  
 武田弘道 34 77  
 伊達秋雄 142 143 147 150 154  
 鶴見和子 111  
 鶴見俊輔 84 111 112  
 ディクソン・エドワード 24 45 250  
 トーマス・マッキー 24 45 250 253 255  
 東條英機 40 131 156  
 頭山 満 73  
 富森虔児 96  
 南原 繁 101  
 西本武志 156  
 新田孝彦 261  
 新渡戸稲造 73 97 100 101 102 103 104  
 ヴァイツェッカー 156  
 ハウス・クネヒト 98  
 林 92

林委員長 228  
 ヒトラー 155  
 平賀 150  
 平松 勉 103  
 日高巳雄 229  
 ビリー・クレンプ 31  
 藤原 正 71  
 フランコ・ド・ヴーケリッチ 58  
 ペープ 23 45 237 250  
 ヘレフォード 24 254 255  
 ヘルマン・ヘッカー 17 31 32 34 35 36 38 80 97  
 Fred F Rogers 201  
 H・H・Smith Huttor 201  
 ヘンリー・マックリアン 24 45 250 251 252 255  
 ヴォルスガング・クロル 34  
 マクロリー 255  
 マッカーサー 131 138  
 マックス・クラウゼン 58  
 松本重美 44  
 松本照男 21 34 75  
 マライーニ (フォスコ) 31 32 33 34 38 60 71 73 76 109 116 118 119 136  
     137 138 139 140 141 155 190  
 マライーニ (トパーチャ) 32 34 118  
     (トニ) 118  
     (ダーチャ) 118  
     (ユキ) 118  
 松阪広政 228  
 松本松太郎 195 196 197 198 237  
 三上 隆 263  
 宮城与徳 58  
 水戸黄門 226  
 湊 晶子 101  
 宮崎悟一 44 112 113 231  
 宮部金吾 97  
 ムッソリーニ 137  
 村上国治 106  
 村田豊雄 18 72  
 メリー・エリキントン 101  
 森 有禮 98  
 モンク (アリス・モード・モンク) 24 254 255  
 安井英二 151  
 矢内原忠雄 97  
 柳川平助 73  
 山口佳三 262  
 藪下彰治 129  
 山浦隆次郎 36 40  
 山野井泰史 130  
 山野井妙子 130  
 山野井孝有 130 261  
 山本玉樹 262 264

結城 125  
山下泰裕 155  
吉田健一 35  
米内光政 64  
ラルフ・エル・カァ 125 126  
リチャードソン 23 45  
リヒアルト・ゾルゲ 58  
リンドバーグ 28 199  
リンカーン 98 99 102  
レーク 254

<憲法・法令・指令・規則・規定等（50音順 俗称・略称も含む）>

海軍省令第28号 172 173  
旧刑事訴訟法 42 46 58  
軍機保護法 5 15 45 49 50 51 52 56 57 58 60 61 62 63 65 67 68 88  
89 94 112 115 120 142 143 144 145 146 147 149 154 160 163 （以上第  
1部のみ）  
軍機保護法第1条 65 172  
第2条 66  
第4条 57 59 67 235  
第5条 56 57 59 67 149 236  
軍機保護法施行規則（海軍） 56 144  
第1条 56 172  
第1項第7号（第7号規定） 173 203  
軍需工業動員法 150  
軍用資源秘密保護法 120 150 180  
刑事訴訟法第453条 46  
刑法総則第38条（刑罰法規の不遡及） 62 65 173 207  
憲法 155 160 162 163  
憲法第9条 154 160  
憲法第99条 160  
言論・出版・集会・結社等臨時取締令 153  
国防保安法 56 58 120 145 146 153 180  
国家安全保障会議設置法 155  
国家総動員法 79 81 150  
国家秘密法 5  
国家秘密法案 7 128 129 161 162  
自衛隊法 161  
収容者食糧給与規定 108  
重要産業統制法 142  
情報統制法 5  
スパイ防止法 161  
政治的・市民的及び宗教的自由制限の除去に関する覚書（GHQ指令） 20 115 119  
戦時刑事特別法 42 43 44 48 49 53 54 55 153 186  
第21条 49  
第22条 44  
第26条 42 55  
第27条 53 55  
第29条 54 55 230  
戦時特別措置 16 38

戦時非常立法 150  
治安維持法 19 79 115 145 146  
勅令 64 68  
帝国議会答弁 62 189 203 217 225 228  
統制法規 7  
特定秘密保護法（秘密保護法） 7 8 130 155 160 162 163 164  
特別刑事手続 153  
日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法 154  
付帯決議（帝国議会付帯決議） 7 64 65 163 193  
陸軍刑法 56  
陸軍省令 56  
陸軍施行規則第1条第1項第2号 211

#### <法務・司法にかかわる用語等>

網走刑務所 47 106 107 108 122 123 127  
一審判決 6 22 23 25 31 41 42 45 52 55 59 65 90 94 110 192 198  
212 213 218 220 221 222 233 235 237 239 252 259  
一斉検挙 15 16 17 19 28 39 40 43 52 58 95 96 111 112 115 129 133  
145 146 147 151 153 （以上、第1部のみ）  
開戦時検挙者の刑事処分 58  
蟹刑 47  
強制収容所 125 137 138 141  
軍事上の秘密（機密） 7 23 24 42 46 51 54 59 61 62 63 64 65 66 67 94  
154 （以上、第1部のみ）  
軍事上の秘密とは 256  
検挙 5 15 16 17 18 20 21 22 26 38 41 43 45 58 79 81 84 85 91 93  
95 96 113 117 122 126 129 136 144 145 147 148 150 153 （以上、第1部の  
み）  
拷問 46 47 51 105 148 186  
札幌大通拘置所 77 78 93 109  
事件の外形 22 23 71 72 73  
事件の発端 15  
質問詮索 234 235 236 238  
自白調書 44 48 50 52 185 186 207  
上告趣意書 6 26 36 44 45 50 51 54 57 59 60 109 110 152 183 185 189  
191 195 196 198 199 202 203 205 210 213 238 243 252  
上告審判決 6  
大審院 22 36 53 55 59 66 106 110 186 198 205  
大審院判決 26 53 55 60 65 66 85 106 172 182 186 199 205 206 207 211  
259  
第4舎9房 106  
探知 23 24 25 31 45 46 49 51 54 59 62 63 66 67 （以上、第1部のみ）  
探知とは 241 256  
探知罪 49 63 （以上、第1部のみ）  
特高（特別高等警察） 5 15 17 18 19 20 23 25 35 36 37 38 40 41 42 51  
67 71 79 93 105 111 115 120 126 133 137 138 145 146 149 150 151  
153 （以上、第1部のみ）  
宮城刑務所 115 134  
要視察外国人 152  
予審 49 50 51 52 58 106 109



予審判事 49 58  
予防拘禁 146  
漏泄 24 25 26 31 45 46 49 54 59 66 67 (以上、第1部)  
漏泄とは 256  
漏泄罪 49 52

<著作・刊行物(50音順)>

ア・リトル・ミラー・オブ・ジャパン(日本を映す小さな鏡) 35 77 78 114  
アイヌのイクバスイ 141  
朝日新聞 6 9 112 129 131 161 194  
網走まで 105  
網走獄中記 106  
アメリカ東京総領事館調査報告書 80  
ある北大生の受難 6 9 79 129 135 136 140 264  
遠友魂 103  
オレ・ジャポネジ(隨筆日本) 60 107 108 116 118 139 141  
外事警察概況 16 21 31 38 41 45 55 57 58 95 96 97 110 111 113 144  
145 147 148 223  
外事月報 22 31 39 44  
北の特高警察 20 149 151 264  
軍機保護法 68  
改訂・軍機保護法 68 229  
警察研究 151  
国際交流 137 138  
札幌農学校 101  
昭和史全記録 58  
十五年戦争下の登山 156  
ジュリスト 142 154  
白樺 105  
スパイ防止法ってなんだ 6 129 161  
戦時行刑実録 108  
戦争と国家秘密 129 161  
武田弘道追悼集——会議は踊る ただひとたびの 77 264  
チベット——そこに秘められたもの 141  
帝國議會衆議院委員會議録昭和編(82) 68  
帝國議會衆議院議事速記録(69) 68  
帝國議會貴族院委員會速記録昭和編(61) 68  
帝國議會貴族院議事速記録(63) 68  
帝國議會貴族院議事速記録(64) 68  
東京日日新聞 28 200  
日米交換船 111 112 113  
人間の絆を求めて 6 9 92 102 140 264  
根室日報 28  
根室要覧 28  
根室千島鳥瞰図 28  
根室千島両國郷土史 202  
白堊館の人たち 18 72  
バビロン女囚の記 77  
ヒマラヤの真珠 141  
フォスコの愛した日本 119 264

文の園 103  
ホーリネス・バンドの軌跡 77  
北東方面海軍作戦 187 192  
北東方面陸軍作戦 192  
防衛研究所紀要 147  
防諜参考資料・防諜講演資料 79  
北海タイムス（北海道新聞）17 43 136  
北海道大学大学文書館年報第5号 260  
北海道大学大学文書館年報第9号 87 262  
北海道帝國大學新聞 73 74  
北大百年史 21  
北大の125年 260  
毎日新聞 114  
満鉄グラフ 73  
ミーティング ウイズ ジャパン 140  
私の日本体験 137 138  
ビデオ「レーン・宮沢事件—もうひとつの12月8日」 140

#### <その他一般事項（50音順）>

浅間丸 111  
アジア太平洋戦争 5  
アテネ・サッポロ 34  
アテネ・フランセ 34  
安倍政権 160 162  
植村直己冒険賞 130  
宇都宮ファクトリー 110  
FIDNAC 35  
MSA 協定 154  
英仏対独宣戦 150  
遠友夜学校 73 101 102 103 104  
遠友夜学校記念室 104  
大阪万博 138  
沖縄密約暴露事件 154  
オタスの杜 26 72 190  
小樽高商（小樽高等商業学校） 33  
海軍委託学生 28  
海軍大泊工事場 170 171 188 191 250  
海軍上敷香飛行場 187 188 189 198 222 250  
学生主事 36 81 89 151 195  
樺太 25 171  
クエーカー（クエーカー教徒） 7 75 97 101 141 153  
組合教会派 76  
5・15事件 78  
広済寺 141  
国際学友会 32 136  
国民登録制 150  
国民服 150  
心の会（ソシエテ・デュ・クール） 31 34 37 38 39 71 75 77 79 97  
御前会議 40 146  
在米仏教会 124

軍事教練 79 104  
 札幌市資料館 50 104  
 札幌市内図 14  
 札幌農学校 97 98 100 101  
 GHQ（連合国軍総司令部） 20 84 115  
 死亡診断書 119  
 出陣学徒壮行大会 131  
 集団的自衛権 7 8 155 160  
 常圓寺 119 141  
 情報公開制度 164  
 白鳥事件 106  
 砂川事件 154  
 真珠湾奇襲 15  
 零式艦上戦闘機 150  
 全国水平社 153  
 ゴルゲ事件 52 58 153  
 第一次世界大戦 38 75 76  
 大政翼賛会 79 153  
 伊達判決 154  
 第二次人民戦線事件 150  
 第二次世界大戦 38 150 155  
 大日本産業報国会 153  
 大日本婦人会 19 122  
 太平洋戦争 137 158 160  
 タマイタワー 124 126  
 千島・幌筵島海軍砲台 191 195  
 千島・松輪島海軍飛行場 191 195 222  
 千島・占守島幌筵島陸軍施設 192 195  
 天使病院 110 113  
 天皇大権 174  
 灯台船「羅州丸」 192 193 199 242  
 ナチス 32 38 80 150 155 156 157  
 南京虐殺（南京事件） 73 141 143  
 ノモンハン 208 211 215 216 219  
 日伊交換留学生 136  
 日独伊軍事同盟（三国同盟） 79 137 153  
 日独防共協定 142  
 日米開戦 20 37 40 153  
 日米交換船 77 96 109 111 113 114  
     第一次交換船 109 111 112  
     第二次交換船 97 111 112 113  
 日弁連 8  
 日中戦争 5 38 78 141 143 155  
 2・26事件 78 142  
 日本植民学校 34  
 ニッポン号世界一周 28 31  
 根室海軍飛行場 28 31 192 199 200 201 202 203 207 208 209 222  
 八紘一宇 73 142 143  
 8・4海軍公文書（根室海軍飛行場の見学公文書） 28 29 201  
 ハル・ノート 153

秘密法に反対する全国ネットワーク 163 164  
 平取村二風谷 136 137  
 武官 48  
 フランシスコ修道会 110 113  
 文武会 71  
 防諜委員会 21  
 北海道教育大学 120  
 北海道学芸大学 120  
 北星女学校 24 25 151 184 250 254 255  
 北大構内図 30  
 北大図書館 122  
 北大の対応 80  
 円山墓地 122 152  
 満支方面 25  
 満州事変 144  
 満鉄招聘学生満州調査団 28 72  
 ミッドウエー海戦 112 114  
 南満州鉄道 28  
 要港部（海軍大湊要港部） 25 28 170 171 201 203 208 250  
 立憲主義 160  
 良心的兵役忌避 75 112 152  
 レーン記念奨学金（レーン記念賞）121  
 レーン文庫 122  
 60 年安保闘争 162  
 盧溝橋 38 61 143 145 149 226  
 盧溝橋事件 78 79  
 ロンドン軍縮会議 142

\*\*\*\*\*

## 遅ればせの編集後記

幹事・大住広人 2016・5・27 記

本刊『引き裂かれた青春—戦争と国家秘密』（花伝社刊）の編纂は、本会事務局（事務局長・福島清）が担当し、したがって **北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会〔編〕**と明示してあります。

しかし刊行後、会員の1人から「歴史的事件に関する文書は、誰が書いたか必ず問われる。どなたが各章の叙述に責任を持っているのか、執筆責任者が明示されていない書物には二の足を踏むことがあり得る」との趣旨の指摘をうけました。その通りだと思います。

今回編纂は、「あとがきに代えて」にも記されていますが、本会既刊の4冊子等を基に再編充実させたという経緯もあり、各章ごとの責任執筆者という形では特定しがたい事情にあります。しかし文責という意味では、事務局長からの委任を受けた本会幹事・大住広人が編集全般を担当し、また全体構成の上から各章に渡って筆も入れています。

したがって各冊子の段階で原執筆者へも遡っての主たる執筆者という言い方をすれば、  
 ◆第一部第1章 大住広人 ◆同第2章 宮澤弘幸関連・山野井孝有 北大関連・山本玉樹 その他・大住広人 ◆同第3章 前半4節・大住広人 後半5節・山野井孝有 ◆同第4章 戦争の時代・大住広人 戦争とスポーツ・山野井孝有 秘密保護法廃棄へ・福島清 ◆第2部第1章 大住広人 同第2章大住広人 ◆あとがきに代えて 福島清 ◆その他 大住広人——となります。

しかし、個々の断章においては、幹事・寺沢玲子、事務局次長・根岸正和、水久保文明はじめ多くの会員の文章・資料によっており、やはり特定は困難というのが実際です。よって本会編の功はすべて関係したみなさんにあり、至らざる不徳は大住広人にあり、が偽りない真相です。 南無

宮澤・レーン・スパイ冤罪事件

# 真相を究め広める取組み 軌跡と展望

2016年8月15日 発行

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会

◇事務局 千代田区労働組合協議会内  
101-0061 千代田区三崎町 2-19-8 杉山ビル 2F  
T:03-3264-2905 F:03-6272-5263  
chyda-kr@f8.dion.ne.jp  
<http://www.miyazawa-lane.com/index.html>